



福島市公設卸売市場開設50周年記念事業

福島市公設卸売市場50年のあゆみ



令和4(2022)年11月

福島市公設卸売市場開設50周年記念事業実行委員会

目 次

作成趣旨	1
記録データ化にあたって	1
年 表	2
項立て	4
I 中央卸売市場開設前	5
II 中央卸売市場開場(青果部・水産物部)	10
III 花き部開設、求められる社会経済情勢等への対応	14
IV 東日本大震災と福島第一原子力発電所事故への対応	20
V 公設地方卸売市場への転換と新たな管理運営	26
VI 持続可能な新市場をめざして～市場再整備へ	30
実行委員会名簿	36

■ 作成趣旨

福島市の公設卸売市場は、昭和47(1972)年10月1日に中央卸売市場として開場し、11月1日に青果部と水産物部がこの地で業務を開始しました。その後、花き部が平成15(2003)年4月1日に新設され、平成26(2014)年4月1日には地方卸売市場に転換し、令和4(2022)年、開設50周年の節目の年を迎えました。

この50年は市場にとって激動の歳月でした。特に近年では人口減少と少子高齢化の進行、食生活の多様化、量販店や外食産業等の進出による食料需要や流通形態等の変化、そして、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所事故による食等への不安や風評被害の深刻化、更に令和2(2020)年に世界的規模で感染拡大した新型コロナウイルスの影響が続く等、市場をとりまく情勢は一変しています。

市場開場から半世紀、安全・安心・新鮮な食等を市民・消費者に安定的に供給するという公的使命のために、市場関係事業者が開設者である福島市とともにこうした変化をどのように受け止め、考え、行動してきたかを記録に残しておくことは極めて重要であります。また、市場関係者、場内社員・職員一人ひとりが記憶に留めることこそが、次の50年を拓く糧となると考えるものであります。

■ 記録データ化にあたって

- ①『福島市中央卸売市場開設20周年記念誌』(平成4(1992)年12月1日発行：福島市・福島市中央卸売市場協会：207ページ)をベースとしつつ、コンパクトにまとめ以降30年の記録を追加したものであります。
- ②発行は「福島市公設卸売市場開設50周年記念事業実行委員会」とし、開設者である福島市の協力を得ながら場内事業者の視点でまとめたものであります。
- ③表現は「です・ます調」とし、各ページの最初の和号表記に()して西暦表記を加えました。
※年表は除く

■年表

昭和

42年2月 福島市卸売市場移転促進協議会が設置される

42年11月 市場建設の適地を矢野目地区に決定

43年10月 福島市中央卸売市場設置を農林水産省と協議

44年5月 水産卸売業界が2社((株)福島丸公、福島魚市場(株))に再編成

45年2月 都市計画法に基づく都市施設(中央卸売市場)として都市計画決定

45年2月 福島市卸売市場移転促進協議会で建設基本構想を承認

46年8月 市場建設工事に着手
(総工費17億3千万円)

47年4月 福島市農政部に「市場開設準備室」を設置

47年8月 工事完成

47年9月 農林水産省より開設許可される

47年10月 青果卸売業界が2社(福印青果(株)、福島中央青果卸売(株))に再編成

47年10月 市場開場式を挙行

47年11月 市場業務開始(卸売業者4社、仲卸業者17社、付属営業者17社)

48年2月 市場開設運営協議会設置

48年8月 市場増設工事着工
(第2期工事・総工費9億9千万円)

49年5月 増設施設供用開始

49年5月 市場給油所竣工

50年6月 青果仲卸業者3社入場、業務開始

50年11月 青果仲卸業者2社入場、業務開始

50年12月 経営体質強化のため市場運営対策特別委員会設置

51年2月 東邦銀行福島中央卸売市場出張所開設

51年6月 福島市消費者サービスデー推進協議会設置

52年10月 福島中央市場サービス(株)を解散し、社団法人福島市中央卸売市場協会が設立

53年4月 管理事務所機構2課制に

54年3月 第2次施設整備着工(管理用テレビ、卸売場内詰所、冷蔵庫用地取得、高圧線引込、関連事務所増設)

55年3月 冷蔵庫、バナナ棟、関連事業所竣工

55年5月 付属営業者9社入場、営業開始

56年8月 緑地公園造成

57年10月 市場開場10周年記念事業を実施
(記念式典、記念祝賀会、市場まつり)

59年11月 水産仲卸売場庇工事

60年9月 第3次施設整備着工(青果仲卸棟)

60年10月 警備室移転新築工事

61年2月 管理棟内に談話室新設

61年6月 東邦銀行福島中央市場出張所が支店に昇格

61年7月 青果仲卸棟供用開始

61年9月 第4次施設整備着工(水産物アラ集積所、バナナ加工室、保冷库)

61年12月 水産物アラ集積所竣工

62年2月 バナナ加工室改良工事竣工

62年11月 保冷库竣工

63年12月 水産棟シャッター改修工事竣工

平成

元年8月 青果棟シャッター改修工事竣工

2年3月 青果棟東側屋外便所増設工事、冷蔵庫棟下屋増設工事、構内舗装工事及び外灯設置工事竣工

3年7月 第5次施設整備着工

4年3月 青果棟屋根葺替及びトップライト取付工事竣工

4年8月 市場開設20周年記念事業を実施
～11月 (8月：盆踊り大会、10月：記念式典・祝賀会、11月：市場まつり)

5年3月 水産棟屋根改良及びトップライト取付工事及び青果仲卸売場前通路上屋設置工事竣工

5年3月 青果仲卸通路屋根設置工事竣工

6年3月 水産買荷保管積込所増築工事及び水産棟受変電設備改修工事竣工

7年3月 冷蔵庫・バナナ棟受変電設備改修工事竣工

8年3月 冷蔵庫1号棟冷凍機械設備改良工事竣工

9年11月 青果棟北下屋(西)建設工事・屋外北便所建設工事竣工

10年1月 地中埋設管改良工事竣工

11年3月 青果棟北下屋(東)建設工事竣工

11年9月 公共下水道接続工事竣工

13年3月 冷蔵庫1号棟改修工事竣工

13年12月 花き棟建設工事着工
(総工費3億4千万円)

■年 表

平成

14年4月 管理事務所機構1課制
 14年9月 市場開設30周年記念事業を実施
 ～11月 (9月：グルメまつり、10月：市場まつり、11月：記念式典・祝賀会)
 14年12月 花き棟建設工事完成
 15年4月 花き部開設(卸1社、仲卸2社)
 17年10月 水産物部卸売業者1社撤退
 18年3月 青果部卸売業者1社廃業
 18年3月 青果棟・水産棟卸売場アスベスト
 ～7月 囲込み工事
 18年4月 バナナ発酵室を倉庫に用途変更
 18年9月～19年3月 水産棟アスベスト除去工事
 19年7月～20年3月 青果棟アスベスト除去工事
 23年2月 東邦銀行北福島支店開設
 23年3月 東邦銀行福島中央市場支店を北福島支店に統合
 23年3月 東日本大震災発生(マグニチュード9.0)福島市で震度6弱を記録
 東京電力福島第一原子力発電所事故
 市場施設にも地盤沈下等の被害発生
 23年12月～24年3月
 風評被害対策市場パネル展開催
 24年3月 震災復旧工事竣工
 24年7月 市場開設40周年記念事業を実施
 ～10月 (7～10月：パネル展、9月：青果まつり、10月：市場まつり、記念式典・祝賀会)
 24年8月 「福島市中央卸売市場あり方検討委員会」からの地方化に関する提言書を受理
 24年11月 市場開設運営協議会において「福島市中央卸売市場中期経営プラン(素案)」を承認
 24年11月～25年2月 放射線除去作業を実施
 24年12月 「福島市中央卸売市場中期経営プラン(素案)」のパブリックコメント実施
 25年2月 「福島市中央卸売市場中期経営プラン」を策定
 25年3月 地方卸売市場への転換を第9次中央卸売市場整備計画(農林水産省策定)に位置付けられる
 25年6月 福島市公設地方卸売市場条例を制定
 25年6月 指定管理者導入施設(非公募)として福島市行財政改革推進本部で決定

25年9月 一般社団法人福島市中央卸売市場協会より指定申請がされる
 25年12月 一般社団法人福島市中央卸売市場協会が指定管理者として市議会で承認
 25年12月 「福島市中央卸売市場財政計画」策定
 26年1月 一般社団法人福島市中央卸売市場協会と指定管理者基本協定を締結
 26年2月 福島県へ地方卸売市場転換の許可申請
 26年2月 「福島市中央卸売市場施設整備計画」を策定
 26年3月 福島県より地方卸売市場転換が許可
 26年4月 福島市公設地方卸売市場が開場
 26年4月 一般社団法人福島市公設地方卸売市場協会(名称変更)による指定管理が開始
 27年10月 管理棟多目的トイレ設置工事竣工
 29年1月 市場協会と指定管理者基本協定(第2期)を締結
 29年10月 「福島市公設地方卸売市場経営展望(素案)」のパブリックコメントを実施
 29年11月 市場運営協議会において「福島市公設地方卸売市場経営展望(原案)」を承認
 29年12月 「福島市公設地方卸売市場経営展望」を策定
 29年12月 「福島市公設地方卸売市場経営展望」に係る財政計画を策定

令和

元年11月 福島市公設地方卸売市場個別計画策定
 2年6月 市場法改正に伴い福島県より地方卸売市場として認定される
 3年2月 福島県沖地震(マグニチュード7.1)
 福島市で震度6弱を記録
 4年1月 市場協会と指定管理者基本協定(第3期)を締結
 4年3月 福島県沖地震(マグニチュード7.3)
 福島市で震度6弱を記録
 4年7月 市場開設50周年記念事業を実施
 ～11月 (7月～：パネル展、10月：市場まつり、11月：記念式典・祝賀会)

※福島市市場概要より引用

項 立 て

- I 中央卸売市場開設前
※開場までの動き等
- II 中央卸売市場開場(青果部・水産物部)
※開場当時の様子等
- III 花き部開設、求められる社会経済情勢等への対応
※拡張工事、花き部新設、市場をめぐる動き等
- IV 東日本大震災と福島第一原子力発電所事故への対応
※市場の被災状況と対応、風評払拭への取組等
- V 公設地方卸売市場への転換と新たな管理運営
※災害からの復興をめざす新たな市場選択と指定管理者制度等
- VI 持続可能な新市場をめざして～市場再整備へ
※災害に強いコンパクトで機能的な市場再整備の検討と
新たな課題等

I 中央卸売市場開設前

近代的市場の成立

明治維新を迎え明治政府の経済の自由政策によって、市場制度も大きく変化しました。市場は委託販売へと移行するなかで府県の市場規則が相次いで交付され、問屋の再編や新しい市場が乱立するようになりました。

福島市の福島蔬菜市場は、明治40(1907)年2月福島駅前に青物魚類市として開設され、間もなく腰浜字高田に蔬菜類を専門に取り扱う生産者と仲買人の共同組織として発足しました。

大正から昭和までの市場は大きな変化がなく推移しました。自由経済が進み、生鮮食料品業界では、問屋及び仲買人が多く開業しました。青果関係では問屋より仲買人が多く、水産関係では問屋が多い状況でした。この頃から法人化が進み昭和11(1936)年の福島市商工名鑑には8社が載っています。

青果類は福島蔬菜市場を中心として行われ、他に問屋や仲買人が県内外に出荷していました。水産物は戦時体制即ち統制までは各問屋市場において取引が行われていました。福島地方は、青果は生産地、水産物は消費地であるために取引もこのような形態となったものと思われます。

大正から昭和初期のわが国の経済は未曾有の不況と金融パニックに襲われ、青果水産業界は懸命の努力でこれを乗り越えましたが、昭和6(1931)年9月の満州事変、同12(1932)年7月には日支事変が勃発し、戦時体制に入ると同14(1939)年10月に価格統制令、食料品では同14年4月米穀配給統制令が施行され、同15(1940)年8月には生鮮食品に公定価格が採用され、続いて鮮魚介類は配給制度となりました。青果も、同16(1941)年8月には青果物配給制度規則と蔬類配給制度統制規則が公布されました。そして同16年12月8日太平洋戦争が勃発し日本経済は厳しい時代となり、昭和20(1945)年8月15日の終戦前後は法人も個人も統制の中で政府の方針に従って営業をせざるを得ない状況でした。

青果関係では、昭和17(1942)年1月青果物統制によって福島蔬菜市場は、福島魚菜市場と合併し福島青果市場と改称しました。青果物の配給は戦争末期の同19(1944)年10月より福島市の経営

となっていましたが、戦後の同22(1947)年5月に福島市青果物荷受配給組合を設立し、市の青果物配給業務を同組合が引き継ぎました。この福島青果市場は、その後安定経営を続け業績も着実に伸ばし、中央卸売市場の建設と業者の再編及び中央卸売市場開場に大きな役割を果たすこととなります。



青果市場 昭和24(1949)年頃



早稲町時代の福島丸公本舗

水産関係は魚介類の配給統制規則施行の前に企業整備に入り、昭和16年1月市内5卸が合同し有限会社福島海産物配給市場を設立しました。これに対し、他の3卸業者で丸魚海産物配給組合を設立し市内に二つの配給所ができました。太平洋戦争が終結した昭和20年前後は生鮮食品の供給が極度に逼迫し法的規制が流通はもとより企業組織までに及び業界は再三混乱しました。特に終戦後は占領政策と自由経済政策がとられ、業界にとっては組織の再編成がせまられ、同21(1946)年1月協同組合福島丸公海産物市場、同25(1950)年1月(有)Ⓔ福島海産物市場、さらに同年3月に鮮魚の統制が撤廃されたのを機に業者の

I 中央卸売市場開設前

独立の機運が高まり、昭和26(1951)年3月に(株)福島丸公海産物市場と改称し、同34(1959)年10月に社名を(株)福島丸公と変更し現在に至っています。

中央卸売市場開設前の現状

わが国の経済も次第に復興し、生鮮食料品の生産が増加すると、福島県はその流通の円滑を図るために福島県青果市場条例を制定し青果市場及び卸売人の登録制をとりました。これを契機として市場の整備が急速に進み、本市においても昭和34年ごろから公設市場の開設の検討に入ります。

青果関係の市場は、昭和34年に組織替えした(株)福島青果市場のみでその他は問屋兼市場でありました。

1. 青果物市場開設者：(株)福島青果市場
2. 青果物卸売人：福島中央青果卸売(株)
丸仲福島青果卸売(株)

その後の、新規登録

3. 青果物市場開設者：飯坂青果市場
福島中央青果市場
4. 青果物卸売人：(有)八百喜商店
福島丸き青果(株)

水産関係は、すべて問屋市場であり、問屋が市場を開設し売買をしていました。昭和43(1968)年5月福島市の水産物市場調査によると、卸売人兼市場開設者として、(株)福島丸公、福島中央水産(株)、山田海産物市場、(有)高橋海産物市場、(株)兼七、その他に卸売人として、(株)福島山且、(株)井上商店の2社がありました。

公営市場の検討

本市における青果水産市場が公営化のきっかけとなったのは、昭和39(1964)年に福島県青果物市場条例の公布によるところが大きかったが、昭和38(1963)年3月市議会定例会における生鮮食料品等調査委員会の答申をめぐる質疑においては、福島市も近く人口15万以上になる。しかも大福島市の建設を目途としているような関係から広く大福島市の地域を考慮に入れた近代的な中央卸売市場の開設が早急に課題となるので、できるだけ早く合理的な計画を立て市場を開設してもらいたい。中央卸売市場建設の評議会を設置し、各界の学識経験者を入れ綿密な調査検討をする、との記

録があります。

その後、昭和47(1972)年まで5回にわたり調査研究が続けられ、ここから中央卸売市場の建設に向けて、市も業界も急速に進むことになります。

また、第1回福島市卸売市場移転促進協議会が昭和42(1967)年2月開催され、発起人代表、佐藤実福島市長、鈴木益蔵(株)福島丸公社長、渡辺嘉久一中央水産(株)社長、斎藤市太郎(株)福島青果市場長、菅野金之助福島中央青果市場長のほか、須藤仁郎福島商工会議所会頭、山田幸一市議会議長、関係市議会議員、青果物および海産物市場の開設者および卸売会社を委員として構成される協議会において、卸売市場移転基本事項にしたがい、移転の場所、用地買収、市場の機構と規模及び諸施設などの調査研究を実施することになりました。

市場移転促進協議会は、先進市場の視察調査を行い、また市場開設地について現地の環境等の調査を行い、同年11月に建設場所を福島市北矢野目地内と決定し、用地の買収を市開発公社に依頼し地権者と買収交渉に入りました。

用地買収がほぼ完了し、中央卸売市場の構想ができた同45(1970)年1月、県都市計画審議会において矢野目地区と位置決定されました。その後、県と国との協議指導があり、市場法に基づく中央卸売市場として市が開設することとなりました。



市場敷地全景

県は、市場整備要綱により県北地方の市場整備として昭和43(1968)年10月「福島県卸売市場整備計画書」を公表しました。

計画備考には、福島市の青果3市場、4卸売人は合併して中央市場に所属する。水産は福島旧市内5市場が2卸売人に統合し中央市場に入り、他の

I 中央卸売市場開設前

9市場については別途仲買人等としての育成を図ると記載されました。



市場用地造成完了

水産物は既存3卸売業者の合併が実現し、青果物については昭和44(1969)年11月既存2卸売業者の統合が合意に達し、基本的事項の契約が締結されました。さらに、同45(1970)年7月第1回新会社設立委員会が開催され、卸売人の入場体制は整いました。このように中央卸売市場建設に対する諸体制が整う中で、昭和45年1月市長および青果水産両卸売業者代表が早期建設について農林省に陳情し、同年2月に都市計画法に基づく都市施設(中央卸売市場)として都市計画の決定を行い、福島市卸売市場移転建設促進協議会で建設基本構想を承認しました。そして、昭和45年度の予算編成とともに中央卸売市場の基本設計に入りました。

当初、本市の卸売市場の整備は、市内に点在する青果、水産の市場を一カ所に移転し総合市場として民営で運営する考えでありました。

しかし、福島県青果条例及び昭和46(1971)年4月に卸売市場市場法が公布され同法による農林省の指導があり、また業界の強い意見がはたらき公営の卸売市場と発展しました。これまでの10数年の間、行政、議会、業界が一体となって調査研究を重ね、福島市における生鮮食料品の最も合理的な流通機構であると結論付けたものであります。

いよいよ実務的な計画の段階となり市場の施設及び運営を計画するために、福島市中央卸売市場関係事業者協議会が設置され昭和46年8月2日に初会合がもたれました。会議では協議会の規約、

役員選出を行い卸売市場法の勉強も行われました。

中央卸売市場の開場に向けて

行政は施設計画を業界では卸売業者、仲卸業者及び関連事業者等の入場体制を検討し、福島市では関係機関と協議し、昭和46年度から昭和55(1980)年度までの10カ年を計画期間とする中央卸売市場整備計画書及び中央卸売市場整備事業実施計画書を農林省に提出しました。

施設整備全体計画として、卸売場・仲卸売場建物ほか基幹施設、倉庫・冷蔵庫建物ほか関連施設、管理事務所・関係業者事務所建物ほか附属施設を合わせ2,041,740千円、供給圏としては、第一次供給圏人口：福島市261,300人(観光入込客を考慮)、第二次供給圏人口：県北地方流通圏(伊達地区・安達地区)245,250人、第三次供給圏：県北地方流通圏に隣接する市町村(相馬地区)129,480人の合計636,030人としました。

市場整備計画に従って市場建設に関する設計は(株)岡建築設計事務所が、本体工事に先がけ昭和46年8月7日に造成工事を(資)小野工業所が請負により着工し、第一期工事が同年9月20日、第二期工事が同年10月20日に完了しました。

本体建築は昭和46年8月から大成建設(株)によって2年の継続事業として施工され、昭和47(1972)年8月19日に完成し、竣工検査も同月25日に完了しました。管理事務所は同年9月1日農政部中央卸売市場として場内に移転し業務を開始し、同年10月1日の開場日に向けて駐車場の整備、市場案内板、場内の各種標示、管理の一部委託、許認可事務、セリ人登録、併せて開場式の準備など連日夜遅くまで事務が続けられました。

このとき完了した建物床面積は青果棟一階・二階計8,864.1㎡、水産棟一階・二階計5,717.1㎡、青果棟倉庫1,091.4㎡、バナナ醗酵室1,176.1㎡、冷蔵庫2,664.2㎡、附属店舗1,304.9㎡、管理事務所987.4㎡、その他1,387.0㎡、合計21,943.9㎡となり、総事業費は造成工事費を含め13億8,709万円となりました。

入場業者の決定

福島市中央卸売市場業務規程による開設者である市長が許可する入場者は仲卸業者及び附属営業者であり、仲卸業者選考は市場関係事業者協議会、

I 中央卸売市場開設前

市場関係事業者予備審査協議会及び市場開設準備協議会において協議内定した業者から、昭和47(1972)年8月31日付にて許可申請書の提出があり、同年10月9日付をもって許可を行いました。

仲卸許可業者(許可番号・名称)

青果部

- | | |
|-------------|--------------|
| 1.入福青果(株) | 2.飯印青果仲卸(株) |
| 3.(有)半澤正治商店 | 5.保原青果(株) |
| 6.三協青果(株) | 7.(有)佐藤久光商店 |
| 10.芳賀青果(株) | 11.福島青果商事(株) |
| 12.塚本青果(株) | |

水産物部

- | | |
|-------------|----------------|
| 1.(株)丸魚 | 2.(有)栄屋魚店 |
| 3.(有)高橋水産 | 5.(株)旭水産 |
| 6.(有)若松屋丸鮮 | 7.福島水産(株) |
| 8.ヤマイチ水産(株) | 10.(株)マルナカ中央水産 |

附属営業人の選考は、同年9月9日開催の市場関係事業者予備審査協議会において内定し、許可申請書を取りまとめ書類審査を行い、同年10月9日付をもって第一種附属営業11店、第二種附属営業8店の計19店となりました。

(青果部：業種分類・名称)

調味食品類・福島青果商業協同組合
加工食品類・斎藤終明商店、(有)油井商店
各種揚物類・ダイモンジ食品(有)
畜産食品類・(株)角屋精肉店
雑穀類・(株)草野正也商店、ふくや商店
運送業・福島青果運輸(有)
飲食業・福島青果商業協同組合
包装資材類・(株)福一屋

(水産物部：業種分類・名称)

調味食品類・(株)井上商店、(株)兼七、
舟山商店
加工食品類・(有)アビコ食品
各種揚物類・中央水産(株)
畜産食品類・(株)吾妻屋
飲食業・福島水産物商業協同組合
包装資材類・福島水産物商業協同組合
(有)佐藤折箱屋

このほか金融機関として同年9月30日付で(株)東邦銀行の入場を許可しました。

一方、市場内卸売業者は青果部、水産部それぞれ

2社が営業することになっていました。青果部関係では、昭和45(1970)年7月2日農林水産省の指導として1社は福島中央青果卸売(株)(創立昭和40(1965)年2月)、もう1社は福島丸き青果(株)と丸仲福島青果(株)が合併することの考えが出され、合併協議の中で市の斡旋もあり双方が合意し、昭和47年9月25日に新会社福印青果(株)が成立しました。



卸売棟建築工事(昭和47年)



水産物卸売棟(昭和47年10月)



青果卸売棟(昭和47年10月)

I 中央卸売市場開設前



関連店及び管理事務所(昭和47年10月)

水産物部関係は業界が自主的に協議し、昭和43(1968)年10月26日現在、営業中の卸売業者を中心として2社の卸売業に統合整備し入場するという覚書を5社で取り交わし、以後協議を重ね1社は(株)福島丸公が単独で入場することになり、もう1社は中央水産(株)、(株)福島山且、及び(有)高橋海産物市場(昭和44(1969)年3月脱退)の3社が同43年11月に合併し福島魚市場(株)を設立し入場することになりました。なお、高橋海産物市場は脱退して中央市場仲卸業に、(株)山田海産物市場は廃業することになりました。

売買参加者は昭和47(1972)年9月10日に承認申請書を取りまとめ、数が多いため時間がかかりましたが、同年10月26日に一斉に青果部528名、水産物部330名の承認書を交付しました。

農林省関係の許認可のうち市場開設許可は同年9月8日に申請書を提出し、開場前日の9月30日付で認可となりました。また、卸売業者の許可は市場開設認可申請と同時に申請していましたが、卸売業社一社の体制確立が遅れたために、市場が開場し業務開始直前の10月30日付で許可となりました。

福島市中央卸売市場関連新会社設立計画

福島市中央卸売市場関係事業者協議会の第6回協議会(昭和47年2月23日)において、管理運営の委託団体に関する新会社の設立計画が市当局から示され、第11回協議会(同年9月4日)で原案を了承しました。

1. 会社の性格

- (1)市場開設者と市場関係事業者との連絡調整を図り、市場運営の円滑化に資する。

- (2)市場開設者の業務代行による市場運営の合理化に資する。
- (3)市場関連事業者の業務代行による事務処理の合理化に資する。
- (4)市場関連事業者のサービスに資する。
- (5)公益性をもった法人とする。

2. 会社の名称

福島中央市場サービス株式会社

3. 構成

福島市、卸売業者、仲卸業者団体、売買参加者団体

4. 資本金及び出資割合

- (1)資本金 2,000万円(全額払込)

授權資本 8,000万円

- (2)出資割合

福島市52%、卸売業者24%、仲卸業者団体12%、売買参加者団体12%

5. 営業種目

- (1)開設者からの受託業務

①警備、清掃業務

②倉庫、冷蔵庫、加工施設の管理業務

- (2)関係業者からの受託業務

①警備、清掃業務

- (3)サービス業務

①市場関係事業者職員等の研修及び親睦に関すること。

②広報活動

なお、会社の組織は、取締役社長・専務取締役及び総務課、管理課の2課制とする。

同サービス(株)は昭和47年9月19日発起人会、同年10月5日設立総会を開催し発足しました。

なお、昭和48(1973)年3月に市場業務の自主調整を図る福島市中央卸売市場協議会を設立させ、税制面でも優遇措置のある組織への移行等について検討を進めます。

結果、昭和52(1977)年4月8日に新たな組織となる社団法人福島市中央卸売市場協会設立総会を開催し、同年9月10日に福島県知事への設立認可申請、同年10月18日に設立許可を受け、福島中央卸売市場サービス(株)は解散することになります。

II 中央卸売市場開場(青果部・水産物部)

市場開場式典

市場開場式は昭和47(1972)年10月1日、澄み切った秋空のもと、関係者380名が参加して真新しい市場内において開催されました。開場式典に先立ち午前10時より市場中央において各界の代表者が参列し神事が執り行われ、市場運営の安全と業界の繁栄を祈願しました。



市場開場神事

神事のあと午前11時より青果棟卸売場に設営した会場において、石田長吉市場長の司会のもとに開式に入りました。渡辺清松農政部長の開式の辞があり、次に開設者である佐藤達也福島市長が、本日の開場式にあたり農林省関係者、木村守江県知事、地元国会議員、市議会山田幸一議長はじめ市場関係者、敷地を提供された地権者77名など多くの方々のご出席に感謝し、今後本市を中心とした県北地区64万人の生鮮食料の供給と生産農家の経営安定のため、福島県の拠点市場として流通の正常化を図ることを述べ、市場運営に対し関係者の指導と協力を要請する式辞を述べました。

次に市場建設工事経過報告を、水戸裕建設部長から敷地面積112,000㎡、建物は管理棟、青果棟、水産棟、附属店舗、冷蔵庫など総床面積21,943㎡、駐車場34,293㎡、これに要した工事費13億8,700万円で請負業者の努力に感謝する旨の報告がありました。

次に感謝状贈呈に入り、工事請負業者の大成建設(株)、合資会社小野工業所及び設計監督監理業者岡建築設計事務所に感謝状を贈りました。続いて来賓祝辞に足立篤郎農林大臣、木村守江福島県知事、亀岡高夫、天野光晴福島地元選出国會議員、

鈴木正一福島県議會議長、山田幸一福島市議會議長の6名から近代的な施設の落成と市場開設のお祝いと今後の拠点市場としての生鮮食料品流通の円滑化に努力されるよう期待する旨のあいさつがありました。

最後に司会者から各界から寄せられた多くの祝電の披露があり、渡辺農政部長が閉式をつげ無事終了いたしました。

引続き同じ会場において祝宴が催されました。渡辺農政部長の開宴のあいさつの後、佐藤達也市長から市場建設と開場式に関する御礼と参加者で開場を祝っていただきたいとのあいさつがあり、三枝利光福島商工会議所会頭の音頭で乾杯し祝宴となりました。

開場式は天候にも恵まれ予定どおり終了し、昭和34(1959)年に市場生鮮食料品等市場調査委員会が発足し市場建設に関し多くの調査研究を始めてから、実に13年の歳月をかけてここに生産者及び消費者等の大いなる期待を背負って中央卸売市場として開場をしたものであります。



市場開場式

開場式の招待者は足立篤郎農林大臣以下農林省関係17名、東北農政局4名、福島統計調査事務所3名、東北財務局5名、福島労働基準監督署長、衆議院議員4名、県議會議員6名、市議會議員44名、入場卸売業者10名、同仲卸業者17名、附属店舗16名、小売代表6名、地元関係機関8名、商工会議所5名、開設準備協議会委員5名、電力通信関係4名、旧青果市場関係3名、福島県からは知事、総務、農政各部長、地方、農政、農業経済、住宅の各課長等、建設事務所、農政事務所、保健所及び警察署など21名、市関係部課長等89

II 中央卸売市場開場(青果部・水産物部)

名、東京都中央卸売市場長外28市場長、施工業者18名、農業協同組合15名、報道関係25名、県経済連8名、県内市場関係3名、地権者77名、取引水産業者23名、計446名でした。

開場式が無事終了したのも束の間、10月23日の業務開始の準備を始めました。

市場内における青果部の売買取引代金の精算については、青果商業協同組合より代払精算事務の実施の要望書が昭和45(1970)年9月1日付で市長に出されていましたが、売買参加者の20%が組合に加入していないこと、また、青果部は昭和40(1965)年4月に旧青果市場時代に福島青果市場精算会社が設立され、精算業務が実施されていたことから精算会社方式となり中央市場業務開始とともに社名を福島市中央卸売市場青果精算株式会社として精算事務を行うことになりました。

水産物部は白紙の状態から卸、仲卸、商業協同組合の関係者で協議し、第三者機関即ち精算会社方式とすることになり、それぞれが出資し、福島中央卸売市場水産物精算株式会社を設立し、昭和47(1972)年9月23日会社設立の許可申請を行い、同年10月3日登記完了し同年11月1日業務開始に備えました。これで青果、水産ともに売買代金の精算体制が整いました。

業務開始

業務開始は最初の予定では昭和47年10月23日としましたが諸般の事情から同年11月1日に変更されました。前日から青果物、水産物が次々と入荷し、卸売業者の職員は夜を徹して荷受を行い、水産物は卸売業者が午前5時頃までに固定セリにかかる見本の準備、移動セリ場にはマグロの陳列、そして近海物の陳列が職員総動員で行われました。青果部も同様に固定セリ、近在物の移動セリ場に陳列する農家はセリ時間直前まで持ち込むため、人と荷物でごった返しでありました。

初セリが終わり中央卸売市場は産声をあげました。業務開始当日の市場関係者の感想は、異口同音に入荷量が非常に多く、荷受、陳列が大変で売り場が狭いほどでした。荷口が多くセリに時間がかかりセリ人を総動員した。買い手が屋号から番号になったので調子がでなかった。販売原票の作製に時間がかかった。諸報告書類の作成が困難で

あった等があげられましたが、旧市場は青果も水産もそれぞれ自社の自由な方法で取引売買していたものが一転して市場法や業務規程に定められた方法により取引しなければならないために、苦勞の一日であったと思われます。初日は何とか無事に終わって市場関係者はほっとしたことと思います。

セリは日増しに手順よく行われ、水産物では近海物は固定から移動セリに改め能率を上げました。ようやく1ヵ月が過ぎ、11月の卸売取扱量は青果が11,084t(野菜5,335t、果実5,692t、その他57t)販売額642,388千円、水産物2,478t(鮮魚821t、冷凍魚735t、塩干加工品922t)販売額811,758千円と驚異的な取扱高となり市場関係者の喜びはひとしおで胸をなでおろしたことであったと思われます。



青果セリ風景



水産物セリ風景

II 中央卸売市場開場(青果部・水産物部)

市場関係機関の設立

1. 福島中央市場サービス株式会社

市場開設者の業務及び市場関係事業者の業務の一部を代行し、市場運営の合理化を図る市場関連会社として昭和47(1972)年10月に設立(前述)しました。

初代役員は平子忠代表取締役社長、滝田辰郎総務部長、新開荘恵管理部長の4人体制で、会社設立と同時に市場内に事務所を設け直ちに受託業務の協議を行い、同年10月25日から実質業務を開始しました。受託業務の内容は当初の構想を一部変更し、清掃業務(污水合併処理槽の管理を含む)、警備業務、集計業務(市場月報、年報に必要な統計、計数の整理、暖房管理業務)でした。

2. 福島市中央卸売市場開設運営協議会

開場以前は福島市中央卸売市場開設準備協議会において、市場建設、業界の編成、市場の管理運営等に関し市長に意見を具申してきましたが、目的を達成し昭和47年10月18日をもって解散しました。同年9月30日付で中央市場業務規程及び同施行規則が施行され、市場の運営に関し必要な事項を調査審議するために運営協議会を置くことが規定されており準備が進められ、昭和48(1973)年2月15日に第一回協議会を開催し、規約の承認、会長、副会長の互選が行われ開場からの経過報告がありました。委員は市議会議員、学識経験者、生産団体、消費者団体、卸売業者、仲卸業者代表、小売業者代表、市場サービス(株)の17名で構成され、初代会長は市場サービス(株)平子忠氏、副会長には福島大学教育学部渡辺哲男氏があたり、開設者の諮問機関として大きな役割を果たしてきました。

3. 福島市中央卸売市場場内取締委員会

無事に業務を開始しましたが取引全般にわたり、条例・規則による取引に馴染むまでは時間がかかり、取引に係わるトラブル、雑踏する場内での物品の盗難などが予想され、これら事故の公正な処置と市場の秩序保持を図るため、昭和48年3月31日に取締委員会が設置されました。委員は市職員、市場内関係事業者及び学識経験者から市長が委嘱するもので、市場長、各部卸売会社の社長、仲卸組合の組合長、小売商業協同組合の理事長、

市場サービス会社の社長からなる10名に委嘱状を交付、初代会長に石田長吉市場長、副会長に平子忠市場サービス(株)社長が選任されました。

4. 福島市中央卸売市場取引調整協議会

本取引調整協議会は、取引業務に関する問題を協議し適正な運営を図ることを目的として昭和48年3月26日に設置されました。市職員、各部卸売会社の社長、副社長等、仲卸組合の正副組合長、小売商業協同組合の正副理事長で構成し、初代会長を渡辺清松市農政部長、副会長に石田長吉市場長を選出し、取引業務に関する諸規程とその運用方法、また新規売買参加者の事前審査などを主として協議し、開設者に具申し取引業務の改善に大きな役割を果たしてきました。市場の売買取引に関する基本は条例や規則により規定されていますが、売買参加者の登録、買出人の登録、セリ人登録、予約相対販売など細部の問題は要綱で定められています。生鮮食料品の流通量が次第に増大し、出荷者の大型化、大型小売店の著しい増加のため時代に即応し諸規程を改正してきました。

開場から一年

盛況のうちに初セリから昭和47年も暮れ、同48年を迎えました。取引にも慣れてきましたが多忙なことは変わりなく取扱量は依然として予想をはるかに凌ぐものでありました。中央卸売市場の信用性の高さと卸売業者の集荷の努力の結果と思われまます。同48年も引き続き好成績で、市場開設前の昭和45(1970)年との比較で青果物は142,880tで170%、売上額が12,411百万円で181%であり、水産物は28,496tで161%、売上額が10,459百万円で211%でありました。



新人社員研修会(昭和48年5月)

II 中央卸売市場開場(青果部・水産物部)

昭和48(1973)年初夏の頃から場内に市場開設一周年記念の事業を行おうとの声があがり、福島市中央卸売市場協議会(鈴木益蔵会長)が中心となって企画し同年10月8日から11月3日に諸行事を実施しました。

開場記念セレモニー：11月1日セリ開始前に佐藤達也市長、山田幸一市議会議長、鈴木益蔵協議会会長のあいさつがあり、佐藤市長がセリ開始ボタンを押し2年目の初セリが開始されました。

ふくしま市場まつり：11月3日市場を一般市民に開放し、卸売場や駐車場において施設見学、模擬セリ、直売会、料理実演コーナー、パネル展などを行い数万人の市民で賑わいました。

消費者感謝デー：青果、水産物商業協同組合の加盟店舗約800店が参加し、11月1日と2日の2日間、1割から1割5分引きの廉売を行い消費者に感謝の意を表し好評を博しました。



成人祝賀パーティー(昭和49年1月)



第1回ボウリング大会(昭和49年6月)

消費者と語る会：中央卸売市場はこの一年間消費者と生産者にとってどのような役割を果たしてきたかを中心に、同年10月8日に市場管理事務

所会議室において開催しました。市場開設運営協議会委員、市内婦人団体代表ら18名が参加し、市場の運営などについて活発な意見が出されました。

また、場内社員・職員のための事業も企画され、現在まで受け継がれているものもあります。

業界の危機～魚の水銀汚染や200カイリ問題等

重金属による魚の汚染が報道され、消費者の魚ばなれが起こり、鮮魚の売れ行きが低下しました。昭和48年6月に水産庁はPCB、水銀について魚が含有する濃度を3ヶ月にわたり調査し、同年6月24日厚生省は水銀の暫定基準を発表しました。

この事件は水産業界にとって大きな問題となり業界をあげて厚生省と話し合い、厚生省は同月27日汚染水域からの魚は市場から除外させており「普通に魚を食べている限り問題はない」と安全宣言を出しました。一方、消費者の不安は解消されず、魚価は暴落し、開店休業状態の小売店も多く出ました。厚生省の調査が終わり同年10月にメチル水銀の濃度は平均0.05PPMで規制基準の6分の1程度であり、魚をたくさん食べる人でも安全であることを発表し次第に平静をとりもどしました。

昭和52(1977)年3月、米ソが海洋法条約成立前に一方的に200カイリ漁業水域を設定しました。

200カイリ経済水域として天然資源の探査、開発、保存管理について主権的権利及び排他的管理を有するとするもので、全世界84カ国に波及しました。これにより我が国はソ連との二国間漁業協定によらざるを得なくなりました。この協定により毎年漁獲量が減少し、同53(1978)年からは北転船や沖合底曳船など1,000隻の減船、加えて円高による高魚価時代に入り消費者の魚離れの原因ともなり、水産業界は大きな打撃を受けました。漁業規制はこれ以降エスカレートし、公海における漁獲制限に発展、現在も様々な問題が起こっています。

さらに石油ショックによる物価高もありました。昭和48年10月、第4次中東戦争の勃発によるOPEC(石油輸出国機構)の原油供給削減と価格の引き上げによるトイレットペーパー等の買占めなど国民生活が混乱したのもこの時期でした。

Ⅲ 花き部開設、求められる社会経済情勢等への対応

第二次市場施設整備事業、そして開設10周年

市場開設から5年目の昭和52(1977)年の取扱高は、青果が142,380t、19,899百万円、水産物が37,670t、22,485百万円、合計180,050t、42,384百万円と飛躍的な伸びとなり、市場開設5周年記念事業が盛大に実施されました。同年11月3日(日)の記念式典には多くの関係者が集い、佐藤達也市長の式辞に続き市場功労者に感謝状が贈呈されました。また、記念の市場まつりには秋晴れの場内駐車場において青果、水産の直売店60店が店を開き約3万人の市民で賑わいました。おまつり広場では、開設記念抽選会、民謡コーナー、みかんの早喰い大会、魚釣り大会など盛りだくさんの行事が行われ、集まった市民の大人から子供まで楽しい一時を過ごしました。



5周年記念市場まつり

市場開設し5年を経過し、取扱高の推移と近代的な施設管理の合理化を図るために第二次施設整備計画に従い昭和53(1978)、54(1979)年の継続事業として補助事業により施工しました。内容は、市場の管理施設として卸売場現場事務所の新設、場内テレビ施設、市場施設増強として水産物冷蔵庫の増設、バナナ加工施設、附属店舗の増設、高圧引込工事等を施工し、第二次施設整備全体で708,762千円となったものです。昭和55(1980)年5月30日の竣工祝賀会には、市場運営の円滑化に活用するよう河原田穰市長のあいさつがありました。

新しい組織を運営することは苦勞なものであります。まして中央卸売市場は官民一体となって経済行為を営む所であります。市は初めての経験であり業界は180度転換し、自由に商売していたも

のが規制されたのであります。この10年、双方ともに試行錯誤しながらも業績も施設の整備も計画以上にあげてきました。その努力は言を得るまでもありません。

ひとまず10年の区切りとなり記念事業を計画し盛大に実施することになりました。昭和57(1982)年10月31日に記念式典、記念祝賀会及び市場まつりを市場開場10周年記念大会実行委員会(大会会長河原田穰市長、実行委員長伊勢福治郎市場協会会長)主催により行われました。市場まつりの人気は新鮮で安い青果、水産物の販売で、飛ぶように売れ約3万人の入場者は満足そうでありました。



10周年式典



10周年祝賀会

第三次から第五次にわたる市場施設整備事業

第三次施設整備事業は、かねてから要望の強かった青果仲卸の買荷保管所と同事務所を新設するもので、昭和60(1985)年と昭和61(1986)年の2ヵ年継続事業として実施することとし、2階建て1階を買荷保管所、2階を仲卸業者事務所とし、14店分と食堂を整備するもので、昭和61(1986)年3月3日の工事祈願祭には吉田修一市

Ⅲ 花き部開設、求められる社会経済情勢等への対応

長らが鍬入れし、工事の安全を祈り着工しました。建物は鉄骨造り2階建て延べ面積2,831.48㎡、総工費393,582千円、買荷保管所の南側に平行して建てられ同年7月に竣工しました。



青果仲卸棟増築工事完成

昭和61年度から第四次市場施設整備事業に入り、同61年度はバナナ加工施設の改良工事及び水産あら集積所の新築を工費126,430千円で施工し、更に同62(1987)年に青果卸売場保冷库を9,420千円で2基設置し、青果物の鮮度保持を図り新鮮なものを消費者に提供できるようになりました。この外、水産仲卸売場の軽量シャッター改修(同62~63(1988)年度)、青果仲卸売場シャッター改修(平成元(1989)~同3(1991)年度)、平成2(1990)年度には業界から長い間要望のあった、青果棟東側の屋外便所を9,867千円、冷蔵庫棟下屋増設を23,072千円で施工しました。また、卸売業者事務所床改修及び卸売棟屋外階段改修工事を平成4(1992)年度継続事業として順次施工しました。

続く、第五次中央卸売市場整備計画の大きな課題の一つは花き部の開設でした。花き部開設の構想は昭和63年夏頃からでした。市場整備計画として具体化したのは第四次市場整備計画の後期計画でありましたが建築場所、花き業界の再編問題などから第五次市場整備計画の後期計画となったものであります。課題の二つ目は、後期計画の管理センター新築であります。この問題も長い間の懸案事項でありましたが、管理施設であり建築費も嵩むことから現場優先の方針もあり最期の計画となりました。その他は現在の施設改修と流通の近代化を進めるため新築工事を予定したものであ

ります。なお、第五次計画は前期を平成3年から同7(1995)年の5年間、後期を平成8(1996)年から同12(2000)年の5年間としました。

計画の概要は、平成3年が青果棟の卸売場屋根葺替及びトップライト取付工事261,290千円、平成4年は水産棟の同整備167,726千円、青果仲卸買荷保管所通路上屋根設置工事73,592千円、平成5(1993)年には市場用地北側境界擁壁設置工事59,527千円、簡易低温保管倉庫設置工事50,000千円、書類保管倉庫新築工事116,000千円、平成6(1994)年に冷蔵庫1号棟冷却機械改良工事128,700千円、平成7年が買荷保管積込所兼配送センター設置工事37,000千円、物品パレット積保管施設設置工事11,000千円、以上前期合計904,835千円、後期となる平成8年が、製氷、砕氷、貯氷庫新築工事56,500千円、花き部棟新築工事(2階建延面積3,600㎡)900,000千円、平成9(1997)年、同10(1998)年は管理センター新築工事67,200千円、平成11(1999)年には関連店舗増改築工事435,400千円、平成12年が入荷量表示装置設置工事106,000千円、以上後期合計3,074,735千円としました。

なお、この計画は5年ごとに見直しを行い情勢の変化にあわせ変更し実施するとしたものです。



水産棟屋根・トップライト工事

大切にしてきた消費者サービスと記念事業

中央卸売市場と消費者を直接結ぶのは、市場記念事業の市場まつりのみで非常に少ないことから、福島市は全国でも希に見る手法によるサービスを長い間続けてきました。即ち行政と業界が一体となり、福島市消費者サービス推進協議会(福島大学 渡辺哲男会長)を組織し、中央卸売市場協会

Ⅲ 花き部開設、求められる社会経済情勢等への対応

が主管して毎月1回青果デー、水産デーを設定し、新鮮な生鮮食料品を安価で提供します。水産デーは昭和58(1983)年3月、青果デーは同年11月に100回記念行事を行いました。市場協会では学生や主婦を対象とした料理講習会や講演会を開催するなど、市場と生鮮食料品の関係の理解を深めてきました。

市場まつりは開場から3年続けて行い、その後は5周年、10周年、15周年、阿武隈急行開通記念事業などで実施したほか、ふるさと食品まつりを平成元年度に実施し、以後毎年市場業務開始の11月1日前後に実施してきました。



料理講習会

当中央卸売市場も開場以来15年を経過し安定期を迎え、昭和62(1987)年11月1日に市場内で市場開設15周年記念事業が行われ、来賓、招待者ら148名が参加し記念式典が福印青果(株)の会議室で行われました。式典は開設者の吉田修一市長の式辞、伊勢福治郎実行委員長のあいさつに続き、当市場に出荷している業者に対し市長から感謝状が贈呈されました。屋外では市場まつりが開かれ、特に子供向けのミニSLが人気で、また大人向けのヘリコプター試乗会には延長しても乗れなかった人が出るなど盛会でした。

さらに、福島市中央卸売市場も苦節20年、多くの人々に支えられ20周年を迎えます。

平成4(1992)年10月27日、福島グリーンパレス瑞宝の間において市場関係者350名が集い、記念式典と祝賀会が盛大に挙行されました。

記念式典は油井久雄農政部長の開会のことばの後、37名の物故者に黙祷を捧げ冥福を祈り、続いて開設者吉田修一市長が国・県の指導と援助、

市場関係者の協力により飛躍的な発展をとげたことへの感謝の意と今後も開設者として目的達成のために努力する決意を式辞で述べられました。

続いて、市場運営に特に功労があった市場関係者に農林水産大臣、同省食品流通局長、東北農政局長、福島県知事及び福島市長から感謝状が贈られました。その後、国、県、市などの多くの来賓の中から農林水産大臣代理白井英男東北農政局長をはじめ各界代表の祝辞をいただき、最後の受賞者を代表し、菅野金之助氏から受賞の御礼と今後の決意のことばがあり式典が終了しました。



20周年祝賀会

この後、同会場で記念祝賀会が行われ、菅野金之助副委員長の開会の辞に次いで、石本良平実行委員長から、20年の足あとを語りながら一時を過ごしていただければ幸いですとのあいさつがあり二階堂匡一郎市議会経済民生常任委員長の音頭で乾杯し、祝宴に入りました。舞台では祝舞があり、結びに新関昌一副委員長の音頭で開場が割れんばかりの勢いで手締めを行い、渡辺真成副委員長の閉会の辞でめでたく終了しました。



盆踊り大会

Ⅲ 花き部開設、求められる社会経済情勢等への対応

なお、記念事業として、恒例の市場まつり、市場では初めての盆踊り大会、さらに市長杯ゴルフコンペも開催されました。

それから、さらに10年、市場開設30周年を迎えます。平成14(2003)年9月8日にホテル辰巳屋を会場に記念事業ふくしま市場秋のグルメまつりを開催しました。市民、消費者300人を招待するイベントに3,031人の応募があり、第2弾事業10月27日の市場まつりではマグロ解体やいくら丼やサンマ汁の振る舞いにイベントカーおさかなシャトルも来場し、大変な人出となりました。同年11月1日の記念式典では、開設者瀬戸孝則市長から来年度には待望の花き部を開設することになっており、さらに経済変化に対応した市場にしていきたいとのあいさつがあり、続いて永年勤続表彰と感謝状贈呈が行われ、更に、来賓として小原勉東北農政局次長ほか各界代表から祝辞をいただき、祝賀会では旬の食材を使った料理を堪能しました。



30周年式典

花き部の開設

最初に生花市場が生まれたきっかけは、関東大震災と中央卸売市場法(大正12(1923)年3月制定・公布)とされています。しかし、その中央卸売市場法は大正7(1918)年の米騒動の反省をもとに生まれ、生鮮食料品の安定供給を目的に制定されたものであり、花き類は対象外とされていました。

その法律は戦後も生き続けていましたが、昭和46(1971)年に改正され新たに卸売市場法が公布されます。主な改正点は、地方自治体が開設する中央卸売市場に加えて、私企業や各種団体が開設

する地方卸売市場と一定規模未満の規模未満市場という分類を設け、様々なタイプの市場を市場法の管轄下に置こうとしたものです。また、同市場法では花き類を取扱品目に加えました。その結果、私企業や専門農協などによる従来の花き市場は昭和49(1974)年に地方卸売市場を名乗るようになりました。

市場法改正には、もうひとつ、市場の再整備がありました。そのため、5年ごとに卸売市場整備計画を策定し、それに従った市場整備が計画されていきました。青果市場などで中央卸売市場の再整備を計画する一方で、花き市場においては地方卸売市場を統合し、中央卸売市場に整備する計画が策定されていきます。

こうした全国的な動向を踏まえ、福島市では花き流通の整備を図る必要性から平成元(1989)年度に調査費を計上し、早期開設に向け、市内の花き地方卸売市場二社と中央卸売市場への入場について鋭意話し合いを重ねるとともに、先進市場の視察、調査等を進め、平成3(1991)年度を初年度とする国の第五次中央卸売市場整備計画の中で開設できるよう準備を進めました。

この間、卸の統合については独占禁止法のこともあり、福島花卉商業協同組合の組合員に対する公正取引委員会の事情聴取を経て、平成10(1998)年3月には、市内の花き地方卸売市場二社の統合についておおむね理解が得られます。



花き棟全景

福島市における花き生産は、平成10(1998)年の粗生産額で9億6,000万円となり、小菊を中心とする菊の生産では平成4(1992)年の3億2,000万円が平成10年には5億2,000万円と大き

Ⅲ 花き部開設、求められる社会経済情勢等への対応

な伸びを示し、これは米の需給不均衡に伴う水田転作の奨励作物として栽培が拡大されるなど、これまで生産農家が熱心に取り組んできた成果であります。

実に長い間の調整、話し合いの後、平成14(2002)年12月に、卸売市場敷地内の水産棟西側に花き棟が完成します。卸売場1,140㎡、仲卸売場120㎡、買荷保管所508㎡、総工費3億4,000万円となりました。

卸売事業者は、市内の(株)福島生花地方卸売市場と(株)福島高級園芸市場が統合し、(株)福島花きを設立し、一社で入場することになりました。仲卸事業者については、平成13(2001)年10月に公募し、4名の応募があり経営状況、方針及び意欲面から適格性を判断、12月6日に2名を内定しましたが、1社が辞退し再募集することになりました。

市としては、仲卸業者は複数が望ましいと考え、選考体制もより透明性の高いものとするため、助役を委員長とし、委員には福島市中央卸売市場協会会長、福島市中央卸売市場運営協議会会長及び副会長、公認会計士の5名による選考委員会を平成14(2002)年9月9日に設置し、3名の応募がありました。財務面並びに事業計画及び資金計画、さらには仲卸業者としての意欲、適格性について選考委員会において総合的に審査し、その中から1社が選定され、その答申を受けて決定しました。



花き部開場式(平成15年4月)

結果、仲卸業者として(株)花みらいと(有)大谷花卉の二社が入場することになりました。

平成15(2003)年4月1日、14年に及ぶ検討を経て、福島市中央卸売市場も青果部、水産物部、

花き部の3部体制による総合卸売市場として新たなスタートを切ることになりました。

第9次卸売市場整備基本方針と市場再編の検討

国は、平成16(2004)年6月に卸売市場法の一部改正を行い、中央卸売市場の再編に取り組みます。

生鮮食料品等の生産流通形態や消費者ニーズの変化等により、全国的に取扱高は減少傾向にあり、また、消費者の食の安全・安心に対する要望は年々高まっており、取引の緩和を行うなど、平成22(2010)年の第9次卸売市場整備基本方針においても再編基準を設定し、市場再編を促進します。

再編基準の指標は、

1. 当該中央卸売市場に係る開設区域内需要量(開設区域内人口[平成21(2009)年3月31日現在]×一人当たり年間需要量)未満であること
2. 各部に設定された取扱数量(青果物：65,000トン、水産物：35,000トン、花き：6,000万本相当)未満であること
3. 取扱数量が直近で3年間連続減少し、かつ、3年前を基準年とする取扱数量の減少率(青果物：9.9%、水産物15.7%、花き：7.4%)以上
4. 市場特別会計に対する一般会計からの繰入金直近で3年間連続して総務省の定める繰出し基準を超えているか、卸売業者が直近で3年間連続して卸売市場法第51条第2項の財務基準のいずれかに該当していること

以上、4つの指標の内、3つ以上に該当すれば市場の再編措置に取り組むこととするものです。

全国的な取扱高減少傾向は、本市場においても同様であり、平成17(2005)年10月には水産物部卸売業者1社が撤退し、平成18(2006)年3月には青果部卸売業者1社が廃業し、水産物部・青果部はそれぞれ卸売業者1社体制となってしまいました。

市は、平成21年4月に場内関係者で福島市中央卸売市場のあり方懇談会を発足させ、市場活性化、市場再編、市場使用料等について検討を行い、下部組織としてワーキンググループも設置しました。

本懇談会は、本市場の機能強化と適正化を図る福島市中央卸売市場委託手数料等検討委員会を改組・設置したもので、平成22(2010)年11月に至

III 花き部開設、求められる社会経済情勢等への対応

るまでにワーキンググループを含め16回にわたり開催し、本市場のあり方について広く市場関係者から意見を求め、更には、先進市場である大分市・松山市の視察を含め、取引や運営に関する課題の検討を行いました。

福島市中央卸売市場のあり方懇談会

目的

福島市中央卸売市場における今後の方向性、活性化方策等を協議する。

所掌事務

- (1)市場活性化に関すること。
- (2)市場の再編措置に関すること。
- (3)市場使用料の適正化に関すること。
- (4)その他市場のあり方等に関すること。

組織 場内事業者の各組織代表者

ワーキンググループ

ワーキンググループを設ける事ができる。

庶務 中央卸売市場業務管理課

委員長 高村一彦場長

副委員長 石本朗(株)福島丸公代表取締役社長

委員

星勇福島中央青果卸売(株)代表取締役社長、真柴功一福島中央市場青果卸売協同組合理事長、山川恒治福島青果商業協同組合理事長、斎藤伝一郎福島市水産物卸協同組合理事長、長沢明福島水産物商業協同組合理事長、阿部勲(株)福島花き代表取締役社長、甚野忠志(株)花みらい代表取締役、渡辺時衛福島花卉商業協同組合副理事長、斎藤正男福島市場関連事業者組合代表、水上栄治郎福島市中央卸売市場青果精算(株)事務長、遠藤宏福島市中央卸売市場水産物精算(株)代表取締役専務、菅野英明社団法人福島市中央卸売市場協会専務理事

委員会まとめ

市場再編措置としては農林水産省の認可である中央卸売市場から県の許可である地方卸売市場へと転換する。

(メリット)

- ・卸売業者が農林水産省の監督下から外れるので弾力的な運営が可能となる。
- ・許認可事務の簡素化により、開設者が自治体のままでも開設者人員を減らすことができる。
- ・指定管理者、第3セクター等を開設者として、

さらなる低コスト化を図ることが可能となる。

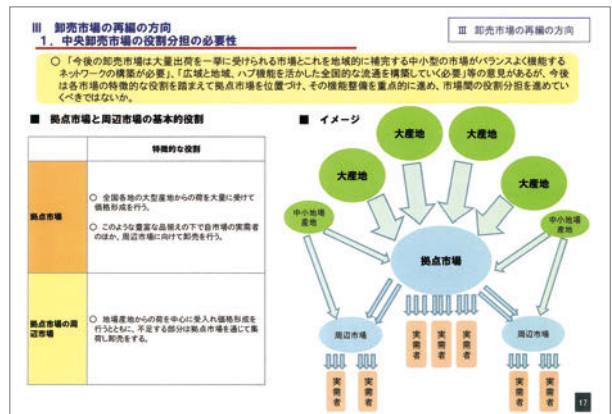
※指定管理者制度：平成15(2003)年6月に地方自治法が一部改正され、公の施設の管理運営に民間事業者等を管理者として指定し、民間の能力を活用しつつ住民ニーズの向上と経費の節減等を図るものです。

(デメリット)

- ・規則が事実上弱くなることにより場内事業者間の競合が生じる(卸売業者と仲卸や買受人間での直荷や転送、小売りをめぐる競合)。
- ・格下げのイメージにより集荷力が低下する。

こうした検討の中、平成21(2009)年度のデータで国から示された4指標に対し、水産物部で3指標に該当したことから、平成22年7月に外部有識者を加えた福島市中央卸売市場のあり方検討委員会を新たに発足させ、再編措置である以下の検討を引き続き行うこととしました。

1. 市場運営の広域化(広域の開設者に地位の継承)
2. 地方卸売市場への転換
3. 他の卸売市場との統合による市場機能の集約
4. 集荷・販売面における他の卸売市場との連携
5. 市場の廃止その他市場流通の効率化



卸売市場の再編の推進について：農林水産省(平成22年2月)

本委員会は、市長より設置されたものであり、本市場における内部検討経緯を踏まえ、市場活性化、中央卸売市場の再編、市場使用料の適正化、その他市場のあり方等に関することを検討事項とし、広範な分野にわたる検討委員で構成し平成22年7月、同年11月に開催しましたが、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により中断となりました。

Ⅳ 東日本大震災と福島第一原子力発電所事故への対応

東日本大震災及び原子力発電所事故

平成23(2011)年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生しました。この地震は、沈み込む太平洋プレートとその直上の陸のプレートとの境界で発生し、その後も震源域のプレート境界やその周辺で多数の地震が頻発しました。

この地震により、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州にかけて広い範囲で震度6弱～1を観測し、地震規模は国内観測史上最大となりました。

また、この地震に伴い、福島県相馬沖で高さ9.3m以上の津波が観測されるなど東北地方から関東地方北部の太平洋沿岸を中心に広い範囲で高い津波を観測し、これにより死者、行方不明者とともに家屋の全壊など甚大な被害が生じました。

東京電力(株)福島第一原子力発電所は、大津波の影響で電源装置を喪失し原子炉の冷却が不能になり水素爆発が発生、多量の放射性物質を放出させる国内最大規模の原子力事故が発生しました。

12日に状況が悪化し、午後3時36分には第一原子力発電所1号機で水素爆発が発生、多くの住民が自宅からの避難を余儀なくされました。14日は3号機で水素爆発が発生し、続いて翌15日には4号機で水素爆発が発生しました。

原子力発電所事故の影響により県内では中通りを中心に放射性物質が広範囲に飛散したことから、本市でも空間放射線量が平常値を大きく上回ることとなり、市民の健康への影響などこれまでに経験したことの無い事態となりました。

本市の被害状況

本市は震度6弱を観測し、市内の被害は多岐にわたり公共施設や交通施設、さらに民家の建物被害も多数発生しました。また、伏拝地内では土砂崩れが発生し国道4号線が通行止めとなりました。この影響で約80世帯に避難指示が出され長期にわたり避難生活を余儀なくされました。電気、ガス、水道などライフラインにも大きな被害が発生し、特に水道は3月22日までの12日間断水する地区が出るなど、市民生活に大きな影響を及ぼしました。

本市の被害状況は死亡者13名(内、震災関連死7名)を初め、住宅被害は1万件を超え、市施設の被害は約300件となりました。



出典：東京電力ホールディングス
4号機(平成23年3月22日)

市場内の被害状況

震災直後、市職員が場内を点検するとともに、場内業者からの連絡を受け現場を確認し、その結果、人的被害は確認されませんでした。また、場内外の被害状況及び情報を共有するため、社団法人福島市中央卸売市場協会と協議し、同協会の総務委員会を招集し情報交換会を開催しました。(3月14日～同19日まで毎日午前10時に市場協会役員室に参集)しかし、災害時における情報収集及び連絡体制が不十分であったため情報の場内共有等に支障が生じました。

なお、福島市災害対策本部からの要請により、市に届けられた救援物資を3月18日から空いている倉庫(旧バナナ発酵室2号)4室で28日までは24時間体制で受け入れ、その後4月30日までは午後6時15分まで1名の市職員を配置し対応しました。

場内施設の被害は、青果棟及び水産棟において天井材の落下、廊下等の空調ダクト・照明器具等の一部落下や損壊が見られました。また、冷蔵庫北側付近が液化化現象による地盤沈下、地下水パイプの破損、クーリングタワーの傾き、さらに、北側通路及び駐車場の路面陥没など市場敷地の北側において地盤への被害が大きく出ました。

花き棟は、平成14年度に耐震診断及び補強工事を施していたため被害はありませんでした。

また、冷蔵庫北側(キクタ水産加工所含む)敷地

IV 東日本大震災と福島第一原子力発電所事故への対応

の液状化現象による地盤沈下被害に対し、冷蔵庫基礎部分の損傷は不明でありましたが、排水及び消毒槽などが沈下し使用できないことや余震等による更なる沈下も予測できたため、この付近への立ち入り及び使用を平成23(2011)年3月25日付けで禁止し、関係者への通知を行いました。市場施設被害は31箇所被害額3,284万円余となりました。



青果棟の被害

場内施設の復旧については、危険箇所や業務に支障を及ぼすものから随時復旧修繕を実施(平成22(2010)年度既定予算)するとともに、市場施設復旧費として57,000千円を同年3月30日に専決処分し、翌年度へ繰越しを行いました。この予算により大規模な復旧工事を実施し、併せて国の卸売市場施設災害復旧制度(補助率3分の2以内)を活用しながら平成23年度末には復旧が完了しました。

ライフラインの被害及び対応状況

1. 電気

震災直後より停電し、翌日3月12日午後4時30分頃に復旧しましたが、水産棟に設置してあ

るキュービクル内のトランス3基に破損が見られ、水産棟の電灯及び一部の動力電源が停電したままとりました。このため、水産物部の卸・仲卸業者が3月13日午前7時45分に市場長室に集まり対応を検討、冷蔵庫等は現在の気温及び取引状況から1週間程度は大きな支障は出ないため、決済等業務への支障を回避することを優先することとし電気配線の検討を行い、幸い応急のための仮代替器が見つかったため、3月16日午後6時頃に水産棟の停電は全面復旧しました。

また、停電により電話等の通信手段が断たれたため、災害対策本部及び農政部との通信に支障があり、携帯電話も繋がりにくく情報収集に苦労しました。

2. 水道

震災後、市場周辺は断水しましたが、市場は高架水槽及び地下タンクがあるため、すぐには断水はしませんでした。周辺が断水したためか通常量以上に使用され、少量の残しなくなったため非常事態に備え3月13日朝に水道供給を停止し市場内は断水しました。また、12日に地下水から冷蔵庫のクーリングタワーに供給しているパイプへの損傷が見つかり冷蔵庫への供給が断たれました。この復旧には破損箇所から地上パイプで結合し応急的に供給を確保しました。

水道の断水は、3月16日午後5時頃まで続きましたが、この間の場内従業員のトイレの確保に向け場内卸業者である福島中央青果卸売(株)所有の低温倉庫敷地にある地下水の提供を受け、井田興業(株)の協力により汲み上げた水を場内屋外トイレ2箇所に配置し使用可能としました。

3. ガス

福島ガス(株)と各事業者の間で供給契約をしていましたが、ガス供給においての被害はありませんでした。

物流の状況

地震の影響で、道路の陥没や高速道路が通行止めになるなど交通網の遮断や大規模なガソリンの供給不足、あわせて原発事故の風評被害が重なり、生鮮食料品等の集荷・配達等市民生活に大きな影響がありました。

ガソリンの供給は緊急車両にのみ限られ、当初

Ⅳ 東日本大震災と福島第一原子力発電所事故への対応

は、市民生活に必須な生鮮食料品等の集荷輸送は緊急車両として認められなかったため、集荷等がままならない状態が続きました。この後、水産仲卸組合より集荷車両に対し緊急車両の許可が出る旨の情報が入り、青果部に伝え、各社数台の緊急車両登録を行いました。

また、原発事故の影響で関東以北への配送は断られる事態も生じていました。これらガソリン不足の問題が長引き、場内従業員の通勤にも影響を及ぼしてきたため、平成23(2011)年3月15日から3月31日まで管理棟にある談話室(男性用)、保健室(女性用)を通勤困難者用宿泊所として設置をしましたが、利用者はありませんでした。



水産棟の被害

地震発生後の集荷、取引状況

平成23年3月13日(日)

【水産棟停電対策(トランス4基中3基が全滅)】

(水産卸)

1. 冷蔵庫温度は -19°C なので開閉しなければ品質保持については1週間程度大丈夫と判断。
2. 取引先が仙台等被災地であり集荷は見込めない状況。在庫のみの取引。
3. 売場内が停電で、在庫の問題もありセリ売りはできない状況で相対取引。

平成23年3月14日(月)

【青果部各代表者と打ち合わせ】

(青果卸)

1. 各担当者に集荷に全力を尽くすよう指示済み。また、今後の予定を担当者から聴取。
2. 近在野菜・果実
近在野菜はJA新ふくしま、JA伊達みらいが東京市場へ出荷。JAみちのく安達、JA二本松

個人と出荷組合は本市場に出荷予定。また、県内果実は、いちご中心となるが、JA新ふくしま、JA伊達みらいともに本市場に出荷予定。

3. 県外野菜・果実

関東・九州産であるが本日は平常通り販売。大根、玉ねぎの在庫はあるが他野菜の入荷見込みは不安定であり厳しい。りんご、デコポン、みかんの在庫は数日分となっている。

※県外野菜・果実とも集荷(燃料)の問題がある。

4. 食品、鳥卵、輸入果実(バナナ)

食品、鳥卵の販売は好調であるが、鳥卵は秋田県からの仕入れのため燃料の問題がある。バナナの在庫量が少なく、不足状況にある。川崎、横浜からの輸送となるので入荷見通しは厳しい。

平成23年3月15日(火)

【市場内情報交換会】

(青果部)

1. 集荷がトラックの燃料確保に苦慮していて、残燃料は金曜日までしかない。
- (花き卸)
1. 通常集荷委託業者は新聞配送が優先となるので、来週の入荷は困難。
 2. 青果と花きを混載し集荷することも要検討。



水産棟の被害

平成23年3月22日(火)

【水産物入荷・取引状況】

(水産卸)

1. 三陸～茨城沿岸の仕入れは今後も困難。
2. 輸入魚・養殖魚・塩干加工品は、東京に荷を一括集約して集荷予定であるが運転手の確保が難しく、荷はあるが全て集荷できない状況。

【水産物部要望】

IV 東日本大震災と福島第一原子力発電所事故への対応

1. 風評被害は水産物でも発生する可能性がある。
2. この状態が1ヵ月続くと仲卸が倒産する恐れがある。卸にも影響が出る可能性あり。

平成23(2011)年3月28日(月)

【花き部入荷及び取引状況】

(花き卸)

1. 主力品種の菊類の現在の産地は静岡県、愛知県で入荷は増加傾向にあり4月中については問題ない。5月以降は産地が東西南部、本県に移行してくる。飯館村は放射能による土壌汚染の関係で激減することが予想され、見通しがつかない。(飯館村はトルコギキョウ、グラジオラスの産地)
2. 売上金額は前年比の4割程度に落ち込んでいる。現在買参人が燃料不足により来られない状態が続いている。
3. せり売りは、切り花が3月25日から再開した。鉢物は4月5日から再開予定。

応援協定について

平成23年3月17日付けで全国中央卸売市場協会より、全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定に基づく応援可能及び要請都市の照会がありました。災害対策本部からの生鮮食料品等の確保指示がなかったため、支援要請等はありませんでした。また、同北海道・東北支部より同年4月1日付けで東北地方太平洋沖地震被災市場緊急助成金交付要領を定め助成金交付の連絡があり、復旧に向けた緊急対応に必要な経費の支出に使用いたしました。

大震災及び原発事故への速やかな対応

1. 風評対策

(1)市場協会がホームページを立上げ情報発信

大震災、原発事故に係る市場情報は開設者である市の広報やホームページ等で発信をしてきましたが、ライフラインで最も重要な食等を扱う市場において場内事業者自らが正しい情報や思いを発信していくことが風評払拭につながるとの理事会提案で、平成23年9月1日立ち上げました。放射性物質の検査状況や市場で取引されている品目の安全性、生産者の思いや放射性物質除去対策などを発信してきました。

(2)市場パネル展の開催

深刻化する原発事故による風評被害を払拭するための対策として、「安全・安心・新鮮」をテーマに開設者と市場協会の協働で同年12月1日から平成24(2012)年3月31日まで開催しました。管理棟1階を専用展示室として、市民・消費者の皆様が気軽に利用、学習できるスペースとしました。

以降、常設展として継続開催しています。



市場パネル展

(3)市場放射性物質簡易測定所の設置

原発事故による放射能問題の中において安全な食品の市場流通を確保するため、県からの食品出荷制限等の情報を場内業者へ連絡するとともに、青果部卸売業者及び仲卸業者において青果棟内に簡易測定器3台を設置し安全な食品の確保に取り組んでまいりましたが、平成24年4月1日には市場内へ入荷予定の農水産物の放射性物質の簡易測定を無料で実施するため管理棟1階に「放射性物質簡易測定所」を設置し測定器2台により安全な食品等の確保と情報提供に努めました。



放射性物質簡易測定所

IV 東日本大震災と福島第一原子力発電所事故への対応

以降、取組みを継続し、結果を市場協会ホームページで公表しています。

2. 事業継続対策及び対応

(1)福島市中央卸売市場事業継続計画(BCP)の策定

震災等の教訓を活かし、地震・台風をはじめとした自然災害や大規模事故など市民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した場合において、市民の食生活等を支える市場として被害を最小限にとどめ、市場流通機能を維持し生鮮食料品等の安定供給に努めるため福島市中央卸売市場緊急時事業継続計画を策定し、平成24(2012)年4月1日付けで市場内外に周知しました。

(2)市場開場40周年記念事業の実施

平成24年10月31日、福島グリーンパレスを会場に市場開設40周年記念式典・祝賀会には関係者約150名が参集しました。開設者である瀬戸孝則市長の、昨年の東日本大震災・福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興に場内事業者や市民の皆さんと一致協力して全力で取り組みたいとの式辞にはじまり、各種表彰や内藤明東北農政局事業戦略課長はじめ国・県・市議会を代表しての祝辞等、厳かな中で執り行われました。

引き続き祝賀会では、市場協会長である石本朗実行委員長の福島の復興は市場からのあいさつにはじまり、各テーブルでは開設40年間の写真特集とした記念誌に、思い出話に花が咲きました。結びに、星勇副実行委員長の50年に向け頑張っていこうとの力強い手締めで閉会しました。



40周年式典・祝賀会

これに先立つ、10月14日のわくわく市場まつりも晴天に恵まれ、模擬セリや物販、アクアマリ

ンふくしま移動水族館をはじめ、盛りだくさんのイベントで大盛況となりました。

(3)市場内除染を実施

市民の食の安全・安心を確保するため、地区除染に先駆けて福島市ふるさと除染実施計画に基づき除染を実施しました。期間は平成24年11月2日から平成25(2013)年2月5日まで、除染効果は大きなものがありました。

(測定結果表から一部抜粋)

測定地点	高さ(cm)	除染前 平均値	除染後 平均値	減少率 (%)
アスファルト	50	0.72	0.15	79.7
〃	GM管	855	220	74.3
表土	50	1.05	0.15	85.2
〃	GM管	1,309	134	89.8
側溝	50	0.85	0.23	73.0
〃	GM管	1,204	346	71.2
屋根	GM管	1,103	310	71.9
雨樋	GM管	2,569	390	84.8

※測定地点50cmの単位は $\mu\text{Sv/h}$ 、GM管はCPM

※ $\mu\text{Sv/h}$ は放射線が人体に与える影響を示す放射線量
CPMは1分あたりの放射線の数



場内除染作業

(4)福島市中央卸売市場協会中期ビジョンの策定

平成24年12月に場内社員・職員一人ひとりが同じ目線で同じ目標に向かって進むための羅針盤となる中期ビジョンを市場協会が策定しました。

人口減少と少子高齢化の進行、食生活の多様化、量販店や外食産業の進出などの社会経済情勢の変化は市場の食料需給や流通形態等に目まぐるしい変化をもたらし、加えて原発事故から1年8ヵ月が経過してもなお食等を巡る不安や風評被害が残るなど、その影響はまったく先が見通せない状況

Ⅳ 東日本大震災と福島第一原子力発電所事故への対応

にありました。

中期ビジョンは、活性化対策委員会が場内で働く社員・職員から市場活性化に係る意見・提案を募り、5年後の平成28(2016)年度末まで達成している姿を5つの柱とし、そのために実践する事業を年次計画として位置づけたものです。①安全・安心・新鮮な生鮮食料品と花き等が安定的に供給できている、②循環型社会づくりの意識のもと、排出ゴミの減量化、再使用、再資源化が図られている、③放射性物質等への対策と的確な情報発信がなされている、④提案型のプロ集団が形成されている、⑤市場運営の合理化と円滑化を目指した指定管理者制度が機能している、を目指し毎年度進行管理を行い場内一丸となって取り組んできました。

後継の第2次版は平成29(2017)年3月に策定しましたが、同年12月に市が策定した福島市公設地方卸売市場経営展望に組み込みました。

なお、市場協会は、公益法人制度改革に伴い平成25(2013)年4月1日に社団法人から非営利型の一般社団法人へと移行しました。

(5)市場耐震診断の実施

平成25年度に実施しました耐震診断の結果では冷蔵庫棟及び倉庫棟(旧バナナ棟2号)が耐震基準に適合しておらず、市場機能を維持・確保するための対応が必要とされました。

しかし、耐震基準に適合していない2施設については、市場再整備のあり方と一緒に考える必要があるとの観点から対策が一時先送りとなりましたが、先行して令和3(2021)年度に冷蔵庫棟の耐震補強を行うこととなりました。

3. 東京電力(株)への損害賠償

市場内各事業者にとっては、原発事故による風評被害をはじめ様々な損害、実害が生じていましたが、国の原子力損害賠償紛争審査会において卸売市場の特異性等が十分認識されていないのではないか、また、場内各事業者が個々に対応するのではなく市場協会が代表する形で国・県及び東京電力(株)に働きかけていく必要があるのではないかと意見があり、県に働きかけ平成23(2011)年8月10日福島県原子力損害対策協議会(会長：県知事)への市場協会の入会が承認されました。

以降、国の損害賠償紛争審査会中間指針の場内説明会や石本朗市場協会長が同年8月18日の県の対策協議会において①代替品確保に係る集荷・仕入れ等の経費を賠償対象とすること②旅館・ホテル等への料理用食材や土産物注文減少による減収分③申請手続き、添付資料等の簡素化と速やかな審査・支払い等の意見書を提出しました。

さらに、東京電力(株)福島原子力補償相談室の担当者や弁護士を講師に場内説明会を開催し、同年10月末の東京電力(株)への法人として初回損害賠償請求に対応することができました。

ただし、請求に係る事務が煩雑であることや請求内容が理解されず請求通りに賠償がなされないこともあり、県の対策協議会と共に国や東京電力(株)への要望活動も継続して実施し、平成27(2015)年2月には報道機関にも呼びかけ東京電力(株)福島復興本社副代表に市場内で要求書を手交し回答書をいただくなどの取組を進めてきました。

場内事業者には、一部和解した部分はあるものの、未だに実害部分も残っています。



損害賠償に係る学習会

市場使用料等の減免と事業者負担の軽減

震災による生産地被害や原発事故による農水産物の出荷制限等に対して集荷支援を行うため、平成23年度の市場使用料の一部が減免となりました。

さらに、市は市場協会に経営基盤強化対策補助金を措置、また、市場協会は長年にわたり積み立ててきた施設整備積立金を取り崩し、これにより各事業者負担軽減の緊急対策事業を実施しました。

V 公設地方卸売市場への転換と新たな管理運営

福島市中央卸売市場のあり方検討委員会の提言

東日本大震災及び東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により、あり方検討委員会(平成22(2010)年7月26日設置)を一時中断しました。

青果部では福島県及び近県で産出された農産物から放射性物質が検出されたため、出荷制限や出荷自粛等により遠方からの集荷が必要となり、また、水産物においては津波の影響により岩手県・宮城県・福島県の3県沿岸の漁港が壊滅状態となり、同様に北海道などの遠方からの集荷を、さらに花き部においてもトルコギキョウやリンドウの主要産地である相馬郡飯館村の全村避難により、生産の目途が立たない状況となって遠方からの新たな集荷を余儀なくされ、かつ、産地及び生産者の限られた生産数量から本市場の分を確保するための営業やコスト等の大変さ、そして、風評被害も加わり三部ともに集荷及び販売に極めて厳しい状況と混乱が続く中、平成24(2012)年2月29日に再開されました。

委員会は、貴田岡信委員長(国立大学法人福島大学准教授)、皆川旨康副委員長(全国農業協同組合連合会福島県本部園芸部長)ほか山田義夫福島商工会議所専務理事、佐藤利松新ふくしま農業協同組合常務理事、小澤和枝生活協同組合コープふくしま理事、平井優子福島市消費者団体懇談会副会長の外部委員と市場内3部卸業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者等の委員で構成し、市場活性化、市場再編、市場使用料、市場のあり方について検討を重ねました。



あり方検討委員会提言書手交

そして、平成24年8月17日に市場開設者である瀬戸孝則市長に福島市中央卸売市場の活性化に

ついての5つの具体的な提言を行いました。

1. 市場運営の効率化

- (1)市場において中期経営プランを策定し、受益と負担の適正化の観点から事業の見直しを行う等、本市場の運営の健全化を推進する必要があります。
- (2)青果部・水産物部・花き部の全ての卸売業者は地方卸売市場への転換の意向を示しており、開設者及び市場内業者で検討の上で、早期に移行することとし、併せて、民間の活力やノウハウを導入することにより施設の管理運営をより一層効果的、効率的に行い市場の活性化を図るため、指定管理者制度の導入も検討する必要があります。

2. 施設の老朽化対応・機能的で環境にやさしい市場の実現

(1)施設の老朽化に対する整備

多くの施設は建築後40年が経過し、老朽化しており、緊急度・優先度等を十分検討のうえ施設を整備する必要があります。



市場の施設・設備の老朽化

(2)品質管理及び物流の高度化

産地及び実需者のニーズ等を的確に把握し、コールドチェーンシステムなど施設のあり方等、長期的な方向性を明確にした検討が必要であります。

(3)環境問題等への対応

地球温暖化等環境問題が深刻化している中で、エネルギー消費や廃棄物排出の抑制等各種取組みを進める必要があります。

3. 災害等に強い市場づくり

(1)東日本大震災の教訓

V 公設地方卸売市場への転換と新たな管理運営

施設・設備、物流・取引、場内連絡網についての課題を確認されました。

(2)災害への今後の取組み

施設の耐震診断を行うなど防災性に配慮した施設整備、事業継続計画の策定、消防計画に基づく訓練等を実施、市場内における情報収集及び連絡体制の確立が必要であります。

4. 市民の開かれた市場の実現

(1)ホームページ

平成23(2011)年9月より市場協会でも立ち上げましたが、こまめに更新を行い消費者の視点に立ち情報を発信する必要があります。

(2)市場開放

消費拡大を目的に市場まつり等には多くの市民が来場し関心が高いことから、今後は開催頻度やあり方を検討する必要があります。

(3)市場見学等

市場見学会や料理教室等には小学生や市民に多数参加していただき、市場の理解には有効な手段であり、継続・拡大が強く望まれます。

5. 放射能対策

(1)卸売市場の除染

市場の除染は急務であり適切な手法で効果的かつ効率的に進める必要があります。汚染土壤の処分、費用負担は東京電力(株)に全責任を強く求めていくべきです。

(2)放射性物質検査体制の強化

平成24(2012)年4月1日から規格基準が一般食品は500Bq/kgから100Bq/kgに引き下げられ、本市場に入荷前の簡易測定を実施公表し、安全・安心を市民にアピールしていますが、よりきめ細やかな工夫が必要です。

(3)風評被害の払拭

独自検査体制に加え、市場が扱う生鮮食料品等の安全・安心・新鮮を情報提供する市場パネル展などを実施していますが、各種情報機関の取材を積極的に受け入れ、広報・周知活動を継続して行う必要があります。

(4)損害賠償請求への支援

迅速な保証がなされるよう、国及び東京電力(株)へ強く働きかける必要があります。

まとめ

本市場を取り巻く状況は、取扱高の減少や東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を受けた放射能の拡散による風評被害など多くの課題・問題があり、今後の市場のあり方を検討する重要な転換期となっております。

本市場が、将来の厳しさを増す食料流通環境の変化に、迅速かつ効果的に対応していくためには、中期経営プランを策定し、早期に地方卸売市場への転換を図り、市場の機能強化や効率的な管理運営により、消費者が求める安全・安心な生鮮食料品等の安定供給の基幹的拠点として維持していくことが必要と考えられます。

今後の本市場のあり方や活性化対策等については、これまで以上に市場関係者が一丸となって取り組んでいかなければなりません。

以上、あり方検討委員会の具体的な提言により、直ちに開設者と場内事業者共に様々な計画づくり、取り組みを展開していくことになります。

場内事業者は、福島市中央卸売市場中期ビジョン～夢と誇りと活気ある市場をめざして(平成24年12月策定)、また、開設者は福島市中央卸売市場中期経営プラン～安全・安心・新鮮 魅力ある福島市場(平成25(2013)年2月策定)、それぞれに5ヵ年計画を策定しました。



震災・原発事故からの復興を目指して策定

なお、青果部・水産物部・花き部三部の卸売事業者三社は、あり方検討委員会の提言に先行して、三部の地方卸売市場への移行と指定管理者制度導入に係る要望を平成24年2月17日に瀬戸孝則市長へ提出しました。

V 公設地方卸売市場への転換と新たな管理運営

福島市中央卸売市場中期経営プラン

中期経営プランは、平成25(2013)年2月に福島市が策定しましたが、本プランは平成24(2012)年8月に福島市中央卸売市場のあり方検討委員会の提言を具現化する計画となっています。

目的

市民が求める安全・安心・新鮮な生鮮食料品等の安定供給の基幹的拠点としての本市場の今後のあり方を明確にし、本市場の活性化を図るとともに品質管理の向上、物流の高度化、市場機能の強化、効率的な管理運営、災害に負けない市場を目指すことを目的に、開設者(福島市)と市場事業者が一体となり取り組むものとして策定しました。

位置付け

平成23(2011)年2月に策定された福島市総合計画前期基本計画を具現化するための分野別計画、国の第9次卸売市場整備計画基本方針及び第9次卸売市場整備計画に即し、関係法令や市の個別計画等との整合を図っています。

計画期間

平成25年度から平成29(2017)年度までの中期(5ヵ年)計画とします。

3つの重点目標と17の基本施策

重点目標1：効率的な運営ができる市場

基本施策 1-1地方市場への転換 1-2指定管理者制度の導入 1-3場関係者の経営基盤の強化・取引活性化 1-4人材の育成 1-5専門小売店等の支援 1-6量販店等への対応

重点目標2：安全・安心で機能的な市場

基本施策 2-1老朽化した施設の整備 2-2品質管理及び物流の高度化 2-3環境問題等への対応 2-4災害等に強い市場 2-5卸売市場の除染 2-6放射性物質検査体制の強化 2-7風評被害の払拭 2-8損害賠償請求への支援

重点目標3：市民に親しまれる市場

基本施策 3-1ホームページの活用 3-2市場開放 3-3市場見学等

場内事業者が策定した市場協会の中期ビジョン、そして、開設者である福島市の中期経営プランにより、地方市場への転換による新たな市場活性化と市場に指定管理者制度を導入し市場運営の効率化・円滑化を具体的に進めて行くことになりました。

なお、指定管理者制度の導入については、当初、地方市場への転換後の状況を評価しつつ検討すべきとの慎重論もありましたが、新たな取組は急を要すること、市職員の定数管理の問題、また、滞りなく準備を進めれば開場と同時の制度導入は可能であるとの判断により、同時進行とすることが決定されました。

公設地方卸売市場への移行と指定管理者制度導入

平成25年3月地方卸売市場への転換が第9次中央卸売市場整備計画(農林水産省策定)に位置付けられ、同年6月には福島市公設地方卸売市場条例を制定、併せて、指定管理者導入施設(非公募)として福島市行財政改革推進本部で決定されました。

また、調達先として、市場協会が開設者の補完的な役割を担っている団体であり、生鮮食料品等の流通に関する豊富な専門的知識による継続的な事業展開と施設管理を一体で行うことが最も効率的であるとされ、同年8月に示された福島市公設地方卸売市場指定管理者募集要項に従って、一般社団法人福島市中央卸売市場協会が平成26(2014)年度から3ヵ年の事業計画等を策定しました。併せて市場協会は定款変更及び就業規則・規程の改定、新設を理事会で機関決定し、平成25年9月に指定申請を行いました。

なお、申請にあたり、市場協会では基本協定締結から引継期間が短いことから新たに指定管理のために正規雇用する職員2名を協会予算により一月前倒しで3月1日に採用し万全を期すことや市場の土曜感謝市など市場開放事業の拡充を提案しました。

その後、開設者と協議を重ね新たな管理運営制度への理解と課題の解決に努めました。



公設地方卸売市場開場式

V 公設地方卸売市場への転換と新たな管理運営

平成25(2013)年12月に(一社)福島市中央卸売市場協会が指定管理者として市議会で承認され、平成26(2014)年1月に市と市場協会による指定管理者基本協定を締結し、2月には福島県へ地方卸売市場転換の許可申請が行われ、同年3月に福島県より地方卸売市場転換が許可されました。

平成26年4月1日、大震災・原発事故からの復旧・復興を目指す新たな福島市公設地方卸売市場が開場し、同日付で名称を変更した一般社団法人福島市公設地方卸売市場協会による指定管理業務も開始しました。

市の配置正規職員数は導入前の11名より7名の削減、場長は配置しないこととし、場内業者の指導監督及び施設の大規模改修に必要な4名(管理職1名、係長職1名、職員2名)を残すことになりました。それに対し、指定管理者となる市場協会の職員体制は従前の専務理事、理事事務局長、業務係長、嘱託職員の4名体制から業務係・総務係の2係制とし専務理事、理事事務局長、業務係長に主事3名(技師1名雇用できず事務職3名でスタート)、嘱託職員はセリ監視2名と事務補助1名、計9名の体制に拡充されました。

なお、技師の雇用は、手続き上1月の基本協定締結後の公募となり雇用できず、一般事務職採用者を技術職に育てることで対応することとしました。

併せて、市職員の引上げによる人件費や事務事業などの見直しにより得た経費は、原発事故により風評被害等で厳しい経営状況にある場内事業者の市場使用料の軽減(売上高使用料1,000分3.0から1,000分の2.0に、施設使用料の15%減免等の措置)及び施設等の老朽化対策の財源に充当することとされました。

平成26年4月1日の開場式は、午前6時から公設地方卸売市場管理事務所1階を会場に、小林香市長の式辞、場内事業者を代表し、新たに指定管理者となった(一社)福島市公設地方卸売市場協会の石本朗会長のあいさつ、来賓代表として福島県知事の代理で県農林水産部の畠利行部長、市議会議員を代表し、佐藤一好議長が祝辞を述べ、結びに新たな公設地方卸売市場の益々の繁栄を祈念して、星勇市場協会副会長の音頭で手締めを行いました。

その後、開場記念事業第一弾事業、世界一安全・安心な市場をめざして!をテーマとした市場パネル展(期間:4月1日~8月31日)、第二弾事業の市場の土曜感謝市(4月26日ほか6月、8月開催)の紹介があり、来場者はパネル展を鑑賞しました。



開場記念事業~市場パネル展



市民で賑わう土曜感謝市

指定管理者制度は、以降は公募となり契約期間も5ヵ年となり、平成29(2017)年1月には市場協会が引き続き選定され、第2期目となる基本協定を市と締結し、平成29年度から令和3(2021)年度まで任に当たりました。

更に、令和4(2022)年度からの第3期目は、市場再整備を見据え契約期間が3ヵ年となりましたが、引き続き市場協会が選定され、令和4年1月に基本協定を市と締結し、令和4年度から6(2024)年度までその役割を担うこととなりました。

これまでの2期8年間の経験と実績を生かした市場運営の円滑化と効率化はもちろん、福島市がめざすSDGs未来都市づくり等にも市場として貢献できる事業を検討しつつ、場内一丸となった取り組みを継続しています。

VI 持続可能な新市場をめざして～市場再整備へ

市場再整備の検討

開設者である福島市は、福島市中央卸売市場中期経営プランに基づき、平成26(2014)年2月に策定した福島市中央卸売市場施設整備計画(計画期間：平成25(2013)年度～29(2017)年度)において、老朽化した施設の耐震性の確保や改修などによりできるだけ現施設を維持する整備に計画的に取り組むとし、今後の本市場の長期的展望(計画)策定については、外部有識者を交えながら市場関係者と十分時間をかけて検討する必要があるため次期整備計画に委ねること、また、次期整備計画は、その実現に向けて市総合計画へ反映させていくとの市場の新たな整備の方向性を示しました。

これに先行して、場内事業者は大震災・原発事故を教訓として、ライフラインで最も重要な食料品等の安全・安心と安定供給を確保するため、市場協会を中心に災害に強い市場を作ることを検討していました。具体的には、平成25年度福島県市民交流型再生エネルギー導入促進事業(太陽光発電事業による災害等に強い市場機能の構築と新固定買取制度による売電収益)を目指す計画で、太陽光パネルメーカーをはじめ民間の被災地支援事業を活用した現施設での屋根置き型メガソーラー事業計画(事業主体：市場協会)を市に提案しました。

しかし、平成26(2014)年1月15日に市から、屋根貸しについては耐震が取れているものの屋根下地補強工事等に多額の経費と工事中の取引等への支障も考えられるとの理由で、現時点では難しいとの回答があり、市場協会は新たな市場再整備の検討に入りました。



場内老朽化施設箇所

同年5月30日の市場協会総会において、再整備については市の次期整備計画となる平成30年度以降では遅いと考え、平成28(2016)年度からの市総合計画後期基本計画への位置付けを目指し様々な提言をしていくことを機関決定しました。

PFI事業による災害に強いコンパクトな市場整備

平成26年4月22日に総務省より公共施設等総合管理計画を策定するように全国の地方公共団体に求められました。これは我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、厳しい財政状況が続く中で、今後の人口減少等も踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などの計画的な管理を行う必要があるとするもので指針が示されたものです。

こうした状況を踏まえ、市場協会では総務委員会及びその作業部会として市場再整備検討部会を立ち上げ、民間活力の導入となるPPP：Public Private Partnership(官民連携事業)・PFI：Private Finance Initiative(民間資金等活用事業)や市場システムに係る勉強会及び場内意見の集約等を積み重ね、平成27(2015)年1月19日にPFI事業による災害に強いコンパクトな市場整備～全国モデルとなる再整備への提言、を石本朗市場協会会長が小林香福島市長に手交しました。



災害に強いコンパクトな市場整備要望

その内容は、提言1：生み出せる優良な余剰地とその活用、提言2：多様化するニーズに応える施設・設備等の導入、提言3：民間資金等の活用～PFI事業手法の導入からなり、福島市総合計画後期基本計画(平成28年度から5ヵ年計画)への位置付けと平成27年度当初予算に調査費計上を

VI 持続可能な新市場をめざして～市場再整備へ

要請するものでした。

なお、震災復興道路として東北中央自動車道の相馬・福島間の整備が進む中で大笹生にインターチェンジが設置され、道の駅や工業団地の構想が進んだことから、今後の物流を考えた時に卸売市場の移転先として(仮称)大笹生IC周辺はどうかとの意見が市場内外で出されました。改めて場内事業者の意向調査を行い、結果、反対及びどちらとも言えないとの意見が多数を占め、賛成も市場使用料の低減と早期整備等の条件付きであり、平成27(2015)年2月20日の市場協会理事会において現在地で営業を継続しながら再整備を行う存置整備の方針を決定しました。

市場協会が独自に市場再整備調査

市では平成27年度当初予算に調査費を見送る判断をしたことから、平成27年4月10日に市場協会がJFEエンジニアリング(株)と再整備に係る基本的事項及び事業手法に関する委託契約を締結し、先に市長への提言を行ったPFI事業による災害に強いコンパクトな市場整備の具現化をはかる計画及び手法等を取りまとめ、同年9月16日の理事会で機関決定し、10月6日に小林香市長に要望を行いました。内容は現在地での新設整備で①コンパクトで多機能な市場を、②新たな整備手法と財源の確保を、③地方市場の活性化と風評払拭を全国に発信、の3つの柱からなる調査報告書(概算事業費や財源確保、余剰地の活用等を含む)を添付したものです。



再整備後

再整備に係る調査報告書より

福島市の市場再整備検討

平成28(2016)年度から5ヵ年の計画期間となる福島市総合計画後期基本計画には、卸売市場に

ついて、施設は建設後40年以上が経過し、施設の老朽化や生鮮食料品など流通に関する社会的ニーズの変化により、現在の施設では、品質管理や衛生管理、物流機能面において求められる役割を十分に果たすことが今後難しい状況になること。また、基幹的拠点として効率的な管理運営と施設の老朽化や社会的ニーズの変化に対応した施設のあり方を調査・検討し、安全・安心で機能的な市場整備に努めます、と位置付けられました。

そして、福島市は平成28年5月に福島市公設地方卸売市場整備検討調査業務委託を(株)オリエンタルコンサルタンツと契約し、市場整備に係る場内事業者への再度意向調査をベースに検討を進めました。

結果は、使用している同規模施設で現在地での建替えとした場合、概算事業費は約127.8億円(税込)、整備後に想定される施設使用料は現在の約3.3倍となること。また、市場協会が先に提案していた国庫補助上限施設規模にコンパクト化して建築した場合の概算事業費約63億円(税抜)の案については、PFI事業を導入しても施設使用料は約2.6倍となることが報告されました。

これを受けた同年11月29日の市場協会第7回建設検討委員会において、施設使用料の負担増は難しいとする意見が大勢を占め、かつ開設者より大規模改修であれば施設使用料は変わらないとの説明があったため、市場再整備は新設整備から大規模改修へ、と方針決定(平成29(2017)年2月)がなされました。

なお、福島市は、国から求められていた福島市人口ビジョン・福島市総合戦略(平成27年10月策定)に加え、福島市公共施設等総合管理計画を平成29年2月に策定しました。

福島市公共施設等総合管理計画は、平成29年度から10ヵ年の計画期間ですが、卸売市場については施設分類別に個別計画として検討をされることとなりました。

それを受けて、市は市場中期経営プランの後継計画を策定します。

VI 持続可能な新市場をめざして～市場再整備へ

福島市公設地方卸売市場経営展望の策定

平成29(2017)年12月に策定した経営展望は、開設者である福島市と場内事業者協働の計画であります。

目的及び計画期間

国の第10次卸売市場整備基本方針及び第9次福島県卸売市場整備計画に即し、さらには平成28(2016)年度に現在地において既存施設の修繕・改修を基本とする整備方針を尊重しながら将来を見据えた本市市場全体の経営戦略を明確にするもので、平成30(2018)年度から5ヵ年を期間とするものです。

将来ビジョンと基本戦略

ずっと安全・安心・新鮮!!集荷・販売力向上を実現する福島市場を将来ビジョンに、基本戦略1.立地条件をいかした集荷・販売・商品開発を目指す市場、基本戦略2.効率的な運営ができる市場、基本戦略3.安全・安心で機能的な市場、基本戦略4.市民に親しまれる市場、を掲げ、それを実現するための取組を中期・長期・継続に分けながら72の行動計画に位置付けました。

これまで、行動計画は毎年度開設者及び場内事業者が評価を行い、福島市市場運営協議会に定期的に進捗状況を報告し、必要な助言等を受けてきました。

なお、同時に市が策定した財政計画における施設の整備では、(1)老朽化した施設の改修として、施設の延命化と安全性の確保を、(2)品質管理の機能強化として、コールドチェーンシステムの導入・促進を、(3)環境問題等への対応として、2020年までの全廃が義務付けられているフロン類への対応が必要、(4)災害等に強い市場づくりを掲げ、更に、施設再整備計画(予定年度)では、基本構想・基本計画等(平成30年度～31年度(2019))、改修・修繕等(平成30年度～34年度(2022))、新設備設計等(平成34年度以降)、市場内公有地の有効活用等(平成30年度～34年度)と位置付けられました。

これに対して、青果部・水産物部・花き部の卸三社は、耐震不適合の冷蔵庫棟や令和2(2020)年の現フロンの生産中止への対応等、再整備を急ぐ必要があることから、①施設のコンパクト化(施

設総量の縮減と余剰地の活用)②PFI事業手法や考え方を取り入れた整備手法や総事業費抑制案等の再検討③余剰地への関連企業誘致と場外市場等を柱とする卸売市場再整備に係る要望書を平成30年11月1日に提出し、平成31年度の当初予算措置をお願いしました。

再整備に係る新たな手法の検討

福島市は、平成31年度当初予算に公的不動産利活用事業(冷蔵庫棟PFI事業及び跡地利活用)等導入可能性調査を計上し、ランドブレイン(株)と委託契約を行い、安全面で耐震性、環境面では脱フロン機器の導入が求められている冷蔵庫棟の早急な整備及び既設冷蔵庫棟と倉庫棟の除却後の跡地利活用について、効率的な施設整備・運営、整備期間の短縮及び財政負担の縮減等を図ることを目的に、民間活力導入に向けて調査検討を行いました。

検討にあたり民間事業者から広く意見、提案を求めるサウンディング型市場調査も導入しました。

結果は、新冷蔵庫棟は容量の関係から採算が見込めないが、市場全体整備については、大規模改修ではなく新設でかつ一体的に余剰地や建物高層活用により収益を生み出し、市場使用料を抑えていくことが可能であり、多くの事業者が参入の意向を示したことが公表されました。そして、令和2(2020)年10月29日開催の市場運営協議会において、整備方針として①PFI事業方式による新冷蔵庫棟の単独整備は行わず、現冷蔵庫棟を整備したうえで継続使用を検討し、令和3(2021)年度以降、耐震補強工事等を実施する。②市場全体の再整備をPFI事業方式により検討するとの大きな方針転換の説明がなされたことから、同年11月26日に場内事業者の総意により施設使用料の扱いや事業の短縮化等に係る要望書を木幡浩市長に手交しました。

令和3(2021)年3月に市の最上位計画である第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンが策定されました。

令和3年度から7(2025)年度の計画期間における市場施設については、現状と課題として、①施設の効率的・機能的な再整備が求められていること、②物流機能における品質・衛生管理設備の整備をする必要があること、更に施策の方向性として、

VI 持続可能な新市場をめざして～市場再整備へ

①民間活力の導入を調査・検討し、施設の再整備と敷地の利活用を進める、②安心・安全で効率的な運営を行えるよう整備を進める、③物流のコールドチェーンの確立を図る、と位置づけられました。



場内事業者組織挙げて要望活動

それを受け、福島市は令和3(2021)年度当初予算に福島市公設地方卸売市場再整備事業PFI導入可能性調査業務委託を計上し、(株)建設技術研究所福島事務所と委託契約を行いました。

再整備に係る財政負担や市場使用料の負担軽減を図ることを目的に、市場の適正規模と維持管理運営及びコンパクト化に伴う余剰地の利活用への民間活力導入について調査を行うもので、場内事業者にとっては初めて示される具体的な考え方や配置案等であり、市場協会建設検討委員会を通じて場内意見等を取りまとめ、市に提出しました。

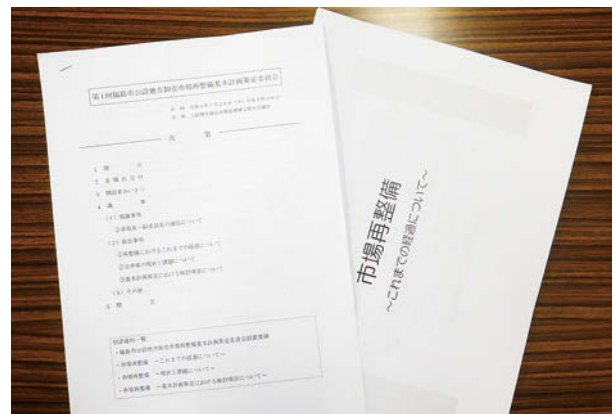
再整備に係る基本計画及び経営戦略の策定

市は、令和4(2022)年3月9日に市場再整備及び余剰地活用に関するサウンディング型市場調査の結果を公表するとともに、同年6月27日に市場運営協議会において調査結果と今後の進め方についての説明を行いました。調査のまとめとしては、(1)設計・建設・維持管理運営業務までを一括で事業を行うことにより、効率的な維持管理運営を見据えた施設整備が可能となり、民間の創意工夫やノウハウが発揮されやすく、かつコスト削減効果があること、(2)民間事業者の参入意向があること、(3)設計・建設・維持管理・運営業務までを一括発注のため、従来手法に比べて事前手続きを要するが、供用開始後の事務手続きは軽減される、(4)長期契約にわたる維持管理・運営業務を行うことで業務の習熟度、サービス水準の向上とスケールメ

リットによるコスト削減効果が図られる、(5)民間資金・起債活用による財政負担の平準化が図られる、(6)財政支出削減率(VFM)が図られること、以上のことから、設計～運營業務を一括で行うPFI手法(BTO方式: Build・Transfer・Operate民間が自ら資金調達を行い、施設を建設、その後、所有権を行政に移転し民間が管理・運営)とPFI的手法(DBO方式: Design・Build・Operate行政が資金調達し、民間が施設の設計、建設、管理・運営を一体的に行う)が望ましいとし、また、財政支出削減率の効果がより大きいDBO方式が最も適した事業手法であると評価できるとし、今後の進め方としては、平成4年度に新たに外部委員含む基本計画策定委員会を設置し再整備事業基本計画策定(経営展望の後継計画となる令和5(2023)年度から10ヵ年を計画期間とする経営戦略策定含む)、さらに令和5～6(2024)年度には①実施方針の策定・公表(要求水準書等の作成含む)、その後、②事業者募集実施、③事業者契約締結まで進めたい旨の説明がありました。



市場協会建設検討委員会



再整備基本計画策定委員会(令和4年7月26日)

VI 持続可能な新市場をめざして～市場再整備へ

東日本大震災と原発事故からの復興を目指し、新たな市場活性化を旗印に大英断のもと平成26(2014)年4月1日に公設地方卸売市場に転換し、同時に、原発事故による風評が実害となっている状況下において、世界一安全・安心な市場づくりの一環として取り組んできた市場再整備の検討もスタートして8年目となりました。

そしてこの度、公設卸売市場として開設50周年の節目の年に再整備の方向づけがなされることは、場内社員・職員約600名の喜びであり、また、市民・圏域住民の皆様にとっても持続可能な新市場誕生の一步となるものであります。

再整備基本計画では、市場施設の構成、規模、配置、余剰地の利活用、概算事業費、スケジュール、整備手法など、また、経営戦略では今後の市場経営における経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目的とし、基本戦略、目標の設定、取組内容、投資・財政計画を明確にしていくことになります。

この策定作業は、次の50年に向けたハード、ソフト両面の重要な事業となります。場内事業者及び市場関係者一丸となって、新市場の早期実現に向け取り組んでまいります。

卸売市場法改正と福島県卸売市場条例の廃止等

卸売市場法(昭和46(1971)年制定)は、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として、重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事はその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的としています。

近年の流通の多様化に対応するため、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が平成30(2018)年6月に公布され、卸売市場の許可制が認定制になるほか、国及び都道府県の卸売市場整備計画や都道府県卸売市場審議会の規定が削除されるなどの卸売市場法が令和2(2020)年6月21日に施行されました。

本県においても、卸売市場法改正の趣旨を踏まえ、福島県卸売市場条例、福島県卸売市場整備計

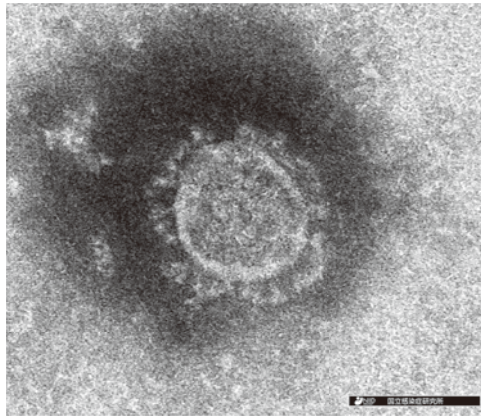
画及び福島県卸売市場審議会を令和2年6月21日に廃止しました。

本市においては、法改正の趣旨に沿って福島市公設地方卸売市場取引委員会において審議の上、福島市公設地方卸売市場条例及び福島市公設地方卸売市場条例施行規則の一部改正し、令和2年6月21日付けで施行しました。

また、食品の製造・流通のグローバル化を受け平成30(2018)年6月に可決した改正食品衛生法により、令和3(2021)年6月からHACCP(ハサップ)の導入・運用が義務化されました。場内においては、市場協会が主催し令和元(2019)年6月に学習会を開催、以降、責任者養成講習会等その対応にあたっています。

新たな課題①：新型コロナウイルス感染症

令和元年末、中国湖北省武漢市で原因不明の肺炎発生を受け、令和2年1月12日にWHO(国際保健機関)は原因ウイルスを新たなコロナウイルスであることを公表しました。



オミクロン株 提供：国立感染症研究所

我が国では、同年1月16日神奈川県内で国内第1例目となる武漢旅行歴のある感染者を発表、以降、全国に感染が拡大し、2月27日には全国小中学校の一斉休校を要請(3月11日WHOは新型コロナウイルス感染症と命名しパンデミック(世界大流行)とみなしました)し、3月24日には東京オリンピック・パラリンピック2020の延期を決定しました。

政府は、令和2年4月16日に全都道府県に緊急事態宣言を発令しました。

政府専門家会議は、具体的な対策として3密の回避、行動の変容、人流の8割減、不要不急の外

VI 持続可能な新市場をめざして～市場再整備へ

出自粛、テレワークの導入等を政府に提言、5月1日には新しい生活様式例等が示されました。

この間ワクチンの開発製造、認可、計画的な接種を進めながら、以降は、国内小康状態、再拡大、それに伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの対策を経ながら現在に至っています。

当市場では、厚生労働省からの対策基本方針を受け、場内説明会を令和2(2020)年2月28日に開催し、また、同年4月13日には市場協会が市場における対応マニュアルを作成し感染防止策の徹底を場内事業者へ周知しました。

一方で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの対策により旅館・ホテル等の宿泊業や飲食業の営業自粛、また、冠婚葬祭やイベント等の延期や縮小などにより卸売業者・仲卸業者・小売店・関連事業者いずれも注文・販売が激減し経営継続が心配される状況が続きました。同年4月23日に福島市が緊急支援策として売上減少に伴う市場使用料等の納付猶予が措置されました。同年5月8日、令和4(2022)年1月21日には市場内全事業者名で開設者である木幡浩市長に対し市場使用料の軽減を要望しました。結果、令和6(2024)年度末までの軽減措置期間を延長いただきました。

なお、市場関係者の感染は令和3(2021)年4月に4名、8月に1名、令和4年2月に4名、4月に6名、5月に1名、7月に4名(7月末現在)の感染者が出ましたが、市保健所の指導により感染拡大防止策を実施し、拡大には至りませんでした。なお、発生や経過は市場協会ホームページ等で公表いたしました。

このような中で、市場開放事業はほとんどが実施できない状況となりました。未だ収束の方向性が見えない中で、市場として組織一丸となって対応に取り組んで行かなくてはなりません。

新たな課題②：ALPS処理水の海洋放出

政府は、令和3年4月13日に東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水を2年程度の準備期間を経て海洋放出処分する基本方針を決定しました。

ALPS処理水とは、多核種除去設備(通称「ALPS」)などを使い汚染水から放射性物質の大部分を取り除いたもので、福島第一原子力発電所

敷地内には貯蔵タンクに保管されています。

処理水にはトリチウムという放射性物質が残っていますが、トリチウムは水素の仲間です。水道水や食べ物、私たちの体の中に普段から存在しているものであり、規制基準を満たして処分すれば環境や人体への影響は考えられないこと、また、世界中の数多くの原子力施設で排出の実績があり安全性に関する世界共通の考え方に基づいて実施されているとしています。

この方針決定には、水産関係団体をはじめ多くの意見等が寄せられました。説明不足ではないか、国民的な理解が不十分ではないか、新たな風評被害が生じるのではないかと、風評対策の具体性が乏しいのではないかと懸念が寄せられました。



資源エネルギー庁リーフレット

政府は、令和3年12月28日に処理水の海洋放出処分に伴う風評抑制、事業者支援策などの行動計画を正式に決定し、今後、国際機関と連携しながら消費者、海外向けに風評対策などを講じ、令和5(2023)年春の処分開始を考えています。

当市場にあっては、原発事故から11年が経過し、復興に向け数々の戦略と事業を計画し実施してきましたが、取扱目標には及ばず、また、風評被害は未だ実害となっています。卸売市場としてこの新たな問題にどのように取り組んでいくか課題となっています。

<参考資料>
福島市中央卸売市場開設20周年記念誌
(平成4(1992)年12月1日)
福島市・(社)福島市中央卸売市場協会
東日本大震災の記録 発災から復興に向けた取り組み
(平成26(2014)年)3月
福島市災害対策本部・福島市復興推進本部
市場概要 福島市農政部市場管理課
福島市議会会議録 など

■ 実行委員会名簿

【実行委員会】

No.	役員名	氏名	所属	所属役職
1	委員長	石本 朗	市場協会	会長
2	副委員長	池田 進二	福島中央青果卸売(株)	社長
3	副委員長	橋本 栄市	(株)福島花き	社長
4	委員	大宮 篤	青果卸売協同組合	理事長
5	委員	遠藤 淳弘	水産物卸協同組合	理事長
6	委員	大谷 泰男	(有)大谷花卉	社長
7	委員	山川 恒治	青果商業協同組合	理事長
8	委員	赤間 輝行	水産物商業協同組合	理事長
9	委員	佐藤 寛	関連事業者組合	代表
10	委員	遠藤 徳良	市場協会	専務
11	委員	美谷 岩	市場協会	事務局長
12	監事	水上 栄治郎	青果精算(株)	事務長
13	監事	鈴木 孝広	水産物精算(株)	事務長
14	監事	土田 泰之	東邦銀行北福島支店	支店長

【幹事会】

No.	役員名	氏名	所属	所属役職
1	幹事長	鈴木 一伊	(株)福島丸公	社長
2	副幹事長	横山 広一	福島中央青果卸売(株)	専務
3	副幹事長	橋本 達也	(株)福島花き	専務
4	委員	松下 昭彦	青果卸売協同組合	副理事長
5	委員	高橋 一之	水産物卸協同組合	副理事長
6	委員	桑原 周栄	(株)花みらい	社長
7	委員	佐藤 弘	青果商業協同組合	理事
8	委員	涌井 敏秀	水産物商業協同組合	専務
9	委員	黒須 崇光	(株)福島東海容器商会	役員
10	委員	水上 栄治郎	青果精算(株)	事務長

【事務局】

No.	役員名	氏名	所属	所属役職
1	事務局長	遠藤 徳良	市場協会	専務理事
2	事務局次長	美谷 岩	市場協会	理事事務局長
3	局員	半澤 洋一	市場協会	業務係長
4	局員	澤田 史枝	市場協会	総務係長
5	局員	鈴木 英司	市場協会	参与・アドバイザー